

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成24年9月7日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	藤崎宏明君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 田谷文子 議員
- (3) 栗山千勝 議員

(4) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 田谷文子 議員

(3) 栗山千勝 議員

(4) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(2)	佐藤文雄	4. いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みについて
		5. 国民健康保険を命と健康を守る制度について
		6. 下土田の残土問題について
		7. 水道事業について (主に水道料金問題について)
(3)	田谷文子	1. 今後の市長の政治姿勢について
		2. 修正可決された医療費助成について
		3. 観光果樹園の振興について
		4. 学校におけるいじめ問題について
(4)	栗山千勝	1. 危機管理について
		2. 荒廃した農地活用について
		3. 監査事務について
(5)	中根光男	1. 学校耐震化について
		2. 全国的に多発している、いじめ問題について
		3. 老朽橋の安全対策について
		4. 障がい者総合支援法について
		5. 市検診にピロリ菌検査の導入について
		6. 子ども達にがん教育実施について
		7. 24時間訪問介護について

開 議 午前10時00分

○議長 (小座野定信君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては能率的な会議運営の観点より、より簡明な答弁をなされることを求めます。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

佐藤文雄議員の質問の続きから行います。よろしく申し上げます。

発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

### ○8番（佐藤文雄君）

事務局のほうから言われましたので、きのうの続きなんですけれども、その場合に途中で教育長の答弁が切れたもんですから、改めて再質問の件で質問させさせていただきます。

いじめ問題に対する市教育委員会のかかわりについて質問したんですけども、日本共産党も1995年に人間を大切に大事に、教育の実現こそがいじめ問題の克服の道だという提言を出しております、先日ご提出しました。

その中で、私が大事だと思ったのが、子ども自身の取り組みを教師、父母、地域が支え、子どもたちの意見を尊重するかだというふうに思いますということで、教育長の答弁を求めたんですけども、それから始めたいと思います。

### ○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

教育長 菅澤庄治君。

### ○教育長（菅澤庄治君）

昨日もお答えいたしました。佐藤議員おっしゃるように、子どもたちの自浄作用、自浄能力、そういうことを育てることは大変大切ですので、具体的な施策として各中学校で生徒会主催のフォーラムを計画しております。

このフォーラムは生徒会が中心ですので、内容的にはどういうことになるかわかりませんが、知恵を絞ってやってくれると思っております。子どもはそういう力を持っております。全校フォーラムをやるわけですから、その前に各学級などで話し合いがあったりして、全校に行きますので大変有意義になるかと思っております。

これは学校ばかりではなくて、保護者、地域の方々にも参加していただくようにしたいと思っ

ています。10月の広報紙あたりに広報をして、日時をお知らせして、大まかな内容もお知らせして、そして地域の方々、多くの方々に参加していただいで率直なご意見などをいただければありがたいと考えております。どうぞ議員の皆様もおいでになって、ご意見や提言などをいただければありがたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

私は冒頭で重大なのは事実を隠蔽した学校、教育委員会の姿勢だと、大津市の件について述べたんですけども、この点ではどうなのかということなんですね。聞くところによりますと、下稲吉中学校で最近暴行傷害事件があって、土浦警察署に被害届が出されたという話なんですけども、それも含めて答弁願えますか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

従来、学校はいろいろな事件が起きてしまうと、それは学校として恥ずかしいことだというような認識を持っていたことは事実かと思えます。いじめに関してもそうかもしれません。しかし、このいじめについては、認知件数がふえるということが、決して恥ずかしいことではないというその認識の転換を今回はしなければならぬと考えております。認知件数がふえるということは先生が、あるいは親が子どもをよく見ている、観察しているということであって、早く発見をして、早く解決する、認知件数がふえて解決率を高める、これが大事なことだと思っています。

そういう意味で、学校にはそのことを十分に指導していきたいし、今回発しましたいじめ問題対応の手引きにもそれは書かれていることでございます。

それから、下稲吉中学校の件でございますが、後で全協で報告するということになっておるようですが、3年生の女子同士で暴行事件がありまして、被害者が警察に被害届を出して、今警察が捜査中ということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

では、その事実については全協ということなんですけども、これはいわゆる公表ですね、それとこの学校、教育委員会の見解というのはいつ出すんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今のところ警察が捜査するということですので、教育委員会や学校やその他の者が手を入れる

ことはございません。事件の概要がはっきりして解決を見たというときに、公表ということになるかと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

じゃ、次は残土問題のほうにいきます。時間がないので簡潔に。

大平地区の不法残土事件の事実経過が、前回環境経済部長の答弁は非常に不十分だったと。これまでの経過を年次的に、簡潔に説明してください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

大変失礼しました。大平地区の件については、まず過去の資料で確認できましたものは、平成16年度に霞ヶ浦町残土条例の許可によりまして、716平米の事業をしてございます。

次に、平成18年1月19日に4,300平米の許可を得ましたが、18年3月17日に申請以外の土の搬入があったということで、事業停止の指導を受けてございます。

その後、不定期に土の搬入がございまして、指導等は行っておりますが、平成23、24年度については、口頭による指導と文書による指示書としては2回の指導を行っております。また、24年1月13日と8月28日には土浦警察署に依頼しまして、指導しているところでございます。

現在の現場は、7筆で1万平米の平坦な現況でありまして、約半分は水田化されております。8月28日の土浦警察署の指導については、土砂の搬入においては市条例に取得後に実施すること、土砂の搬入の中止等であります。

繰り返しになりますが、このような状況であるため、以前より土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例の許可が必要であることから、再三にわたりまして行政指導を続け、指示書を提示しており、土浦警察署からの指導も行っています。

8月31日には、市長及び環境経済部職員にて、県南県民センターを訪問しまして、県が実施している不法投棄の夜間パトロールの巡回、9月から月4回程度でございまして、を依頼しております。発見された場合は、市役所へ連絡が入ることとなっております。また、地元地区においても、監視体制を組織化する計画が進んでございます。

今後は、土浦警察署及び県と協力をしまして監視体制の強化の上、条例違反に対する対応を協議したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今書き取れませんので、一覧表につくって提出してください。お願いします。よろしいですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

すみません。わかりました。提出したいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この事件は平成16年から起きたということなんで、ずっと続いているわけですね。ですから、きのうの答弁は極めて不十分だというのが明らかになったと思うんですね。ですから、これは市長も随分かわかってきたんじゃないかなと思うんです。

実は、これつくばみらい市で、不法残土の問題でやっぱりかなり業者が強気でやっているということで、最終的に8月23日の朝日新聞で市の撤去命令に対応せずということで、告発を考えるということになっていきますけども、どうでしょうか。この告発という形、監視体制では無理じゃないかなと思いますので、告発についてはどう考えているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ここの現場につきましては、私の所属する集落が深く平成16年当時から、17年ですかね、当時からかわっております。なかなかしつこい違反を繰り返しております、地元で監視体制を以前は組んでおったんですが、ここいわゆる大量に一気に入れるという方向はなくなっていたんですね。

多分ことしになってからだと思うんですが、ポロンポロンと入れるようになってきた。2台、3台、5台って、そういう通報が幾つかあったんですが、担当課にそれすぐ言いますと、担当課のほうが行くころにはもうならしちゃってあって、どこ入れたんだかわかんないというような状態でありまして、つい8月末、さっき藤崎部長が答弁したとおり、たまたま私の出勤途中に大型ダンプが入ってきたもんで、すぐ担当課と県警、110番通報しまして、対応したところです。

その後、強い警察での対応を望んだわけですが、警察はもう少し様子を見たいということでありました。先ほどお話ししましたように、県南の県民センターのほうへ行って監視をお願いしたと。あわせて地元集落、関係する集落が2つございますが、大寿集落と大平集落で、地元で監視体制を、県の夜間パトロールを補助する形で監視体制をつくろうということになっております。次、2台でも3台でも入ったらすぐ発見をして、そのたびに警察にお願いしようという今態勢であります。

告発なんですが、私はこれがしつこく続くようであれば、もうどんどん告発で対応していきたいと思うんですが、なかなか警察のほうがいわゆる量的な問題等も含めてなんでしようけど、告発に応じてくれないんですね、現実的に。告発っていうのは、違法行為があれば、例えば殴られれば殴られたという状況だけを口頭で言えば、それがもう有効なわけではありますが、なかなかこの残土問題については、そういうしつこくやられると、警察もほい来たって逮捕に至らないのが現状であります。

ですから、やむを得ないので地元の監視体制を強く進めて、何度でもしつこく警察に通報して、警察の出勤を促すと。もう担当課の職員では、行くともう殴りかからんばかりのすごい勢いであ

りまして、なかなか担当課職員だけでは対応できないのが現状になっております。

そういったことから、私もこの違法行為が繰り返されるようであれば、警察にも直接行って対応をお願いしたいと、そういうふうに考えております。今の段階ではまだ警察までじゃなくて、警察は電話だけで、県民センターに行ってお願いしていると、そういう状況であります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。やはりイタチごっこになってしまう、監視体制もなかなか難しいということがあると思います。そういう点では、かなり告発を徹底的にやるという立場で進めていただきたいというふうに思います。

それじゃ、水道問題。あと何分ですか。

[「2分半です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

2分半。

前に従量料金制のことを言ったんですけども、市長は今でも議会が理解しなかったということで、今までのとおりということなんですけども、今でもあの従量料金制はできるというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は土浦市との明確な差がある状態は好ましくないと考えておまして、議会のほうが了解していただけるのであれば、いつでもこの引き下げ、従量料金制については提案したいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

新たな水開発は必要ないということで、私実施協定の見直しを何回か言っているんですけども、これがポイントのところなんですよね。

茨城県の公営企業局の幹部が、今水道会計は黒字、でも平成23年には湯西川ダムが完成、さらに八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発が完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさみます。水道事業者、いわゆる市町村を言うんですけども、この実施協定を結んでいる、その実施協定を満たすには、水源開発が必要だと言うんですね。もう開発はいらないんですよ、こういうふうに言っている。「これ以上水が要らないのなら、実施協定を見直せばいいのだ」というふうに言っているんです。どうですか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦導水事業については、今国で今後見直す方向を示唆をしておりますが、県の企業局と私

どもの話し合いは年に一、二回程度は行っております。企業局長にいわゆる供給買い取り体制ですか、その見直しをしてくれるように、また水料金の値下げをしてくれるようお願いをしているところでありますが、なかなか企業局のほうも国との関係もありますし、また以前、高度成長時代に経済はどこまでも伸びるという前提で水開発を要求してきた経過もございますから、そういうことから脱却するのは、なかなか時間がかかることだと思います。

しかし、もう今や減速経済に入っているわけでもありますから、そういったことも国のほうも、だんだんにはその考えを変えていくのではないかと期待をしているところであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県の企業局と市町村の温度差との問題じゃなくて、やはり数字の問題だということですね。この数字の問題について、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市というか、いわゆる需要側、県の需要側の要望と県の供給サイドの水量では大分ギャップがあります。このギャップがあるんで、県のほうはギャップを、計画どおり今までは走ってきたわけでもありますから、その見直しをしてくれるようお願いをしているところですが、なかなかギャップが埋まらないと、そういう状況であります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

このパネル見ていただければわかるんですけども、県のマスタープランが極めて過大に設計をしているということがわかると思うんですね。一日の最大供給水量が2020年には1,431立方メートルなんですね。一人当たりの最大供給水量が391リットルなんですよ、今。それが450ミリリットルにしているということがあるんですね。これについて、今かすみがうら市は何リッターですか。

時間になりますので、この問題について、この過大な水事業計画ということについて、ご答弁、どちらでもいいです。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

平成23年度の一日最大配水量につきましては、320リットルでございます。

[佐藤議員「マスタープランの事業計画についてはどう考えますか」と呼ぶ]

○水道事務所長（貝塚成人君）

県のほうで示しております計画につきましては、数字が示されているわけなんですけれども、現状といたしましては、当市に例えて言いますと、ここ5年間ぐらいは大体横ばい、あるいは若

千年々低下傾向にあるということで、かすみがうら市につきましては、合併後平成23年が一番少ない数字となっております。

県のこの数字につきましては、県が基準としておりますそういう係数とか、そういうものを使って出しているものと思いますので、当市の実態とは大分離れていると考えております。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

**○4番（田谷文子君）**

皆さん、おはようございます。

平成24年第3回定例会において、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

この夏は例年になくしり上がりに暑さが増してくるという猛暑に見舞われました。本市特産のナシ、ブドウ、クリ、カキなど農作物に与える影響がどのようなものかと心配しております。また、この夏は市民運動による市議会に対するリコール署名活動によって、市の住民意識の高揚の面でもマスコミをにぎわせるほど市内外から注目を集める、文字どおり暑い暑い夏でありました。

まず、1点目として、今後の市長の政治姿勢についてお伺い申し上げます。

まず、1、リコール署名活動についての評価を伺うものであります。

市民が取り組んだ議会の解散請求運動につきましては、期限となりました7月26日までに1万1227人の署名にとまり、解散請求に必要な有権者の3分の1以上の数には670人ほど及びませんでした。

しかし、この1カ月の市民活動を通して、市長と市議会の意見の相違や現状を広く市民に伝え、理解していただいたことは大きな成果として意義のあったことではないかと理解しております。宮嶋市長としては、今回のリコール署名活動について、結果としては不成立に終わったものの、どのように評価しているのかをお伺いいたします。

2点目に、市民は市長と議会との関係がどうあるべきと望んでいるか、市長の所見を伺うものであります。

市長と議会との関係は、二元代表制であり、市長も議会も市民に選ばれた代表であります。市長が提案し、議会が審議決定する、そういう意味では議会が議決権を持って市政を決定すると言っても過言ではないと考えます。この市民の代表たる市長と議会の関係が正常に機能せず、市民活動によるリコール運動が起きてしまいました。

リコール運動は、かすみがうら市が正常に機能していないのではないかというような印象を与え、市民からも市長と市議会がもっと話し合いをしてというような意見をお聞きします。市民は市長と議会との関係がどうあるべきと望んでいると考えているのか、宮嶋市長の所見を改めてお伺い申し上げます。

3点目に、今後このような事態を生じさせないために何が必要と考えるのかも伺うものであります。

宮嶋市長は、常日ごろ市民の意見を聞いて、市民の感覚、市民の目線という発想で、既存の概

念にとらわれることなく、さまざまな政策を練っていると思います。しかし、すべての政策が市民の理解を得られない場合もあることや、議会の理解を得られないこともあろうかと思いますが、今回のような事態は決して好ましいものではないというのも、多くの市民の声であろうかと思えます。どちらに責任があるかないかという議論もありましょうが、これを言えばしょせんは水かけ論の域を抜け出すことはできないでしょうから、ここは百歩譲って市を代表し、市政の最終で最高の決定権とその責任を有する市長が、今後このような事態に至らないようにするにはどうするか、期することがあればお伺いしたいと存じます。

次に、さきの臨時議会において修正の上、可決された中学生以下の医療費の助成についてであります。今回の修正によって所得制限が設けられた件についてであります。

当局原案は少子化対策、すなわち子育て支援のため、そのような制限を設けず、等しく全生徒を対象に実施するというので、私は子育て支援の進展のために非常によいことだと考え、真っ先に賛意を表してまいりましたが、そのような立場からはいささか残念な後ろ向きの修正がなされたと思っております。

そこで、所得制限を設けることによる幾つかの疑問がありますので、当局の見解を伺います。

第1点は、所得はいつのものを基準とし、どのように把握するのか。そしてまた、この所得制限というのは再度確認いたしますが、控除前の総収入額が400万以下ということによろしいのでしょうか。そして、これはどういう理由によって定められたのかも伺います。また、この総収入を1円でも上回った場合は対象にならないのか、また世帯の総収入なのか、対象者が年々入れかわる場合がありますよね。

次に、所得制限を加えることというのは、所得税は本来国税ですので、市が前年の所得を把握するのはかなり時間がかかることになろうかと思えます。源泉徴収であっても、前年の所得から割り出して月々の徴収額を決めているから、年末調整というのが行われるわけです。

ですから、所得制限を設けるといことは、その400万というボーダーライン上にあるかないか、あるいはボーダーライン上の上にあるか下にあるかが、確定申告をもってはっきりするわけでありますので、今そのボーダーライン付近にある所得の方の中学生が医者にかかった場合、無料の対象になるかどうかは、確定申告まではっきりしないということになるのではと心配しているわけです。この点はどうでしょうか、伺います。

このような疑問が生じるわけですが、これを市民の皆さんが納得できるような事務を行うことは、非常に労力と時間を要することになろうかと推察いたしますが、所得制限を設けなければこのような手間は一切省けるわけですが、所得制限を設けることによって事務量は何人手間、何時間、それを事務経費にするとどのぐらいかかるのか、概算で結構ですからお伺いいたします。

また、行政はすべからく最少の経費で最大の効果を生むのが原則ですから、こういう事務に要する経費、あるいはその煩雑さから見れば、無理をして市民サービスを切り詰めるためにやるような所得制限は、余り合理的ではないと私は思えてなりません。

そこで市長にお尋ねします。

この中学生以下の医療費の無料化は、やはり当初の当局案に沿って、所得制限など加えずに実施すべきと思いますが、これについて再度議会の理解を得るためにどのようにするか、どのようにしたいのか、お考えがありましたらお伺いいたします。

次に、観光果樹園の振興についてお伺いいたします。

私は常々、地域間競争においては人口がバロメーターの機能を有すると思っております。以前にも一般質問でも何度かお話ししましたが、人口と言いましても、いわゆる定住人口と交流人口があります。定住人口は文字どおり、現にかすみがうら市に住まわれている方々であります。この問題については今回は触れませんが、いわゆる交流人口、これはただ単に当市を通過する人たちを言うものではありません。何らかの目的を持ってかすみがうら市を訪れる人々であります。こういう方々が市民との交流を深め、特産品や本市の品物を購入し、お金を落としてくれる大切な方々です。

そこで、旧新治村と旧八郷町の間の朝日トンネルが、きょうの新聞紙上に発表されております11月12日に供用開始されることになっております。こうなりますと、土浦北インターからこのトンネルを通じ、フラワーパークなどのある旧八郷町に観光バス等が行きやすくなり、非常にお客さんにとっては便利になるかと思いますが、一方でかすみがうら市の観光果樹園を通らないで行ってしまうのではないかと心配しておるわけです。市当局としては、これをどのように見ているのか、またその影響についてメリット、デメリットの予測なり、シミュレーションなりをしておられるかお伺いすると同時に、その対応策についてもお伺いいたします。

それにつきまして、私の考えの一端をお話しさせていただきますと、観光果樹園の振興のためには、これを何度か一般質問でも私も話させていただきましたが、土浦北インターから中佐谷、下佐谷、上佐谷に直結するような交通整備が重要であります。そのためにも、土浦北インターからの常磐道の側道をJA土浦千代田支店までを整備する計画を早急に講ずるべきだと思います。これは、災害時のバックアップ機能の強化といった面からも重要なテーマであると思うわけです。この点についても、市長のご所見をお伺いいたします。

もう一つは、交流人口を受け入れやすくするには、日常の生活道路をきちんと整備することは最も基本的なことであります。その点で、1年半になろうとしている3・11東日本大震災による損傷を受けた道路や、橋の復旧状態はどのようになっているのか伺います。

一例を挙げますと、私の住む上稲吉の舟橋は一応は応急の復旧はしていただいておりますが、4トン車以上はまだ通り抜けができないほど、完全復旧には至っておりません。この舟橋を通じる道路は、新治の工業団地への通勤経路ともなって、とても交通量が多くなっております。今後の完全復旧の見通しをお伺いいたします。

次に、大津市や常陸太田、そして昨日報道されました札幌の学校のいじめ問題に触れさせていただきます。

今や全国的な話題になっておりまして、古くて新しい問題、このいじめ問題ですが、けさのニュースによりますと社会人にもいじめがあり、職場も家も追われて路上生活を余儀なくされている、そういう事実をNHKが報道しておりました。

それはまたさておきまして、学校のいじめについて本日は触れさせていただきます。

まず第1点目として、いじめは深刻な状況、すなわち児童・生徒がそのことによって自殺するなどの重大事故になってから大きな議論になって、いつも再発防止策などが改めてクローズアップされるのが常であります。

私も、このようにこの問題が世間の注目を集めているときは、比較的小康状態を保っているの

では、また関係者も非常に緊張感を持っておられると思いますので、余り取り上げなくてもよいのではと思っておりました。一方では、こういうときこそ皆の関心を集め、将来にわたって防止するためのよい方策ができるのではないかという気持ちで、あえて私が日ごろ考えていることを中心に二、三、質問させていただきます。

1つには、当市において、学校においては現在いじめはあるのかないのか、実態を把握するためにはどのようなことをしているのか。また、そのための体制整備は十分かどうか、教育長にお伺いいたします。

次に、どのような形であらわれるかは同じパターンではないと思いますが、いじめと思われる兆候を察知した場合、早いうちに解決なしにはいじめの解消をするため、まずその早い段階、初期段階にどのような方策を講じておられるのか。一般論で述べるのが困難であったら代表的な事例でも結構ですので、具体的にお示しいただきたいと存じます。

次に、不幸にして深刻な事態が大きな心身のダメージとして、あるいは自殺に至るなどがあった場合には、これを防止できなかった責任は市として学校にあると考えるのか、それとも家庭にあると考えるのか。この場合でもいじめられた側といじめた側がありますが、強いて言うところらに責任があると考えておられるのか。そして、最近の例は警察が介入せざるを得ないような悪質きわまりないいじめが出てきております。こういうことを見ますと、残念ながら子どもを学校に預けることが不安になるご父兄も、あるいはいるのではないかと心配しております。

責任は学校のみならず、社会や家庭、おのおのに共有しなければなりません。そのいじめの舞台となる学校の責任は、決して免れないと私は思います。私はそのように理解し、いじめの問題についての第一義的責任は学校の当事者及びそれを管理する市の教育委員会にあると思っておりますが、教育長のご所見をお伺いいたします。学校とはいっても、すべていじめる側もいじめられる側も、まだ一人の人間としてすべての責任を問うことが困難な青少年少女でありますから、当然のこと、学校と児童・生徒の保護者が密接に連携してこそ、大事に至る前に手を打つことが望まれるわけです。

ここでもっとやっておればよかった、こうしておけばよかった、そういうことがあるわけです。ですので、私から1つの提案を申し上げたいと思います。いじめはいじめられている生徒も、黙ってだれにも言わず、耐えているのが通例です。しかし、いじめられている子どもの周辺には、いろいろなシグナルがあります。例えば、自転車がたびたび傷つけられたり、壊されたり、あるいはシャツの第一ボタンが切れていたり、妙にお金を必要以上に欲しがったり、親が買って与えたことのないような服装をすとか、そのようなたくさんのシグナルを送っているにもかかわらず、家庭では気づかないでいるということのないようにしたい。

すなわち、こういう子どもからのシグナルをマニュアル化して、家庭でよくチェックしてもらうよう、学校から保護者あてに注意を喚起するよう方策を講じてはいかがでしょうか。そして、その結果、保護者から持ち込まれた問題について、学校側は真摯に受けとめ、家庭と協力して解決に当たってほしいと思います。そのような私の提案を受け入れていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。また、当市としてよりよい手段を講じていると思われる、その事例の一端をお聞かせ願いたく思います。

以上で、私の第1回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目1番、リコール署名活動についての評価についてお答えいたします。

7月26日に締め切られた市議会議員リコールについては、必要署名数にわずかに足りず、残念な結果となりましたが、今回のリコールの一連の流れの中で、不完全ではありますが、今まで動かなかった山が動き出し、中学生以下の医療費無料化や議会の可視化が進んだことも事実であり、リコール運動の成果であると考えています。

1点目2番、市民は市長と議会の関係がどうあるべきかと望んでいるかについてお答えいたします。

市民の皆さんは、市長と市議会は、独立・対等な立場で、お互いに意見を出し合って協力と調和を図りながら、より良い市政の実現を目指すことを望んでいると思います。

1点目3番、今後このような事態を生じさせない為に何が必要かとの質問にお答えいたします。

市長と議会が、政策論で対立するのは悪いことではないと思いますが、今回のリコールを振り返ってみますと、政策論だけではなく感情論になっているようで、市民の目には泥試合と映ってしまった面もあり、市民の目には不安や不快な思いをさせた面もあり、その点はおわびしたいと思います。また一方、そうした点で市民中心の政治が必要であり、市民注視の中での議論が担保できるという意味で、議会の可視化はそれに沿ったものと考えております。

市長と市議会は、独立・対等な立場で、お互いに意見を出し合って、調和を図りながらより良い市政の実現を目指すことが必要であると思います。議員の皆様には、今後も市政発展のためにお力添えをいただきますようよろしくお願いをいたします。

2点目、修正された医療費助成についての1番、所得の変動に起因する施策の安定性についてお答えいたします。

修正可決されたかすみがうら市医療福祉費支給に関する条例については、対象者が中学3年生までに拡大されたものの、所得制限があることから、所得の変動により、マル福の対象となるかならないか変動するため、施策の安定性という視点からは運用面での支障を心配しているところであります。

所得制限に関する質問と2点目2番、当該施策の推進に伴う事務量及び事務経費については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

2点目3番、所得制限の早期撤廃についてお答えいたします。

医療費の無料化を中学校3年生以下の児童生徒等に対して実施する中で所得制限を設けることは、約4割の子どもたちが対象から外れることとなり、子育て支援を重視する私の政策方針としては、極めて中途半端なものになってしまっております。

子育て支援は、本市ばかりでなく日本の将来を担う子どもたちの育成を市民全体で支えようと

いう非常に大事な政策と考えております。さまざまな意見はあるかと思いますが、今後においても議員の皆様にご理解をいただけるよう、所得制限の早期撤廃を目指して努力してまいりたいと考えております。

3点目1番、朝日トンネル開通後の対策につきましては、環境経済部長から、また、2番、通勤に伴う通過交通対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、学校におけるいじめ問題につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

**○教育長（菅澤庄治君）**

田谷議員の4点目、学校におけるいじめ問題についてお答えいたします。

まず1番、いじめがあるかないかの実態把握の体制ができているかということでございます。

学校生活の中で、子どもたちはさまざまな悩みや不安に伴うサインを言葉や表情、しぐさなどであらわしています。各学校では、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さずに、早期に対応するよう努力しております。

各学校ともアンケート調査や教育相談を定期的に行ったり、生徒指導部会での情報交換や養護教諭やスクールカウンセラーとの連携をとったりしながら実態把握に努めております。

4点目2番、いじめの初期段階での具体的対策のご質問にお答えいたします。

大切なことは、学校が子どもたちにいじめられている子どもを守り通す、そういう姿勢を明確に示して安心させるとともに、学校の教職員すべてが、だれもが相談相手になるということを理解させることであると思います。

そして、もしいじめられたときには決して一人で悩まずに、必ず親や教師などだれかに相談する。そして、その相談するということが恥ずかしいことだと思われてきておった節がありますが、そうではなくて、恥ずかしいことではないんだということを十分に指導していきたいと思っております。

また、いじめの事実関係を正しく把握することが必要であります。その場合は、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、心の安定を図りながら把握するようにしたいと考えております。その後、いじめた子どもを謝らせたり、双方の仲直りの握手をさせただけで問題が解決したというような安易な考えを持たずに、その後の行動や気持ちをきめ細やかに継続して見守ることが大切であると考えております。

いじめは、田谷議員がおっしゃるように、初期の段階で気づいて救済することが大事であります。解決しやすいこの段階を最も重視して、対応に当たっていきたいと考えております。

4点目3番、一般論として深刻な事態が生じた場合の対応の仕方及びその責任の所在についてでございますが、深刻な事態を生じさせないことが我々の責務でありまして、学校教職員全員が一丸となって児童生徒に目配り気配りを徹底して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けて対応していく所存ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に、田谷議員からご提案のありました子どもの発するシグナルを家庭でも見逃さないよう

に、学校から家庭へ通知をしたらいかがかというようなご提案がございましたが、先日も申し上げましたように、9月3日付で、これはかすみがうら市教育委員会名で8月28日の教育委員会定例会でこの文言の内容は大分協議をいたしました。その内容を、これはB5判ですが、B4判にして各家庭に配布するようというので対応しております。しかし、なかなか読んでもらいたい人にこれが届かないというジレンマがございます。

ですから、しつこく学校だよりや学級通信、学年通信等を通して、保護者に対しても啓発を深めていくように努力していく所存ですので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

初めに、医療費助成についての所得の基準日等に関する質問にお答えいたします。

資格の基準日につきましては、誕生日となります。また、所得の基準日につきましては、1月から6月までに生まれた方は前々年度の所得額、7月から12月生まれの方は前年度の所得額をもとに国保年金課で対象となるかどうかを判断することになります。

次に、所得制限の基準額に関する質問にお答えいたします。

今回の修正では、所得制限を設けておりますので、この金額を上回る場合には、上回る金額に関係なく対象外となるものでございます。

所得の基準につきましては、かすみがうら市医療福祉日支給に関する条例第5条の規定でございますけれども、児童手当法施行令の一部を改正する政令、平成7年政令第223号による改正前の児童手当法施行令、旧政令の基準を使用しております。また、所得制限の所得の判断につきましては、世帯の総所得ではなく、基本的には父母のどちらかの所得の高い方で判断することになります。

次に2点目2番、当該施策の推進に伴う事務量及び事務経費についてお答えいたします。

現在は小学3年生までが対象となっておりますが、今回の改正によりまして、来年1月からは小学4年生から中学3年生まで、対象年齢が拡大されることから、件数が増加し、事務量は増大すると考えられます。増大する事務量につきましては、所得制限の対象、または対象外の審査を拡大した全員について実施し、その中でマル福の対象者には受給者証を送付するという事務手続きとなります。仮に所得制限が撤廃されれば、所得により判断するという事務は軽減されることとなりますが、一方で対象年齢の家庭全世帯がマル福受給の対象者となりますので、さまざまな事務手続き等が増加することが考えられます。

何人手間、何時間という細部にわたる比較につきましては、現段階では困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

3点目、観光果樹の振興についてお答えいたします。

本市の果樹観光につきましては、福島原発事故による風評被害により、観光客は事故前の6割まで激減し大変な状況でございます。

そのことから、市では首都圏の大消費地での果樹関連イベントの開催やテレビ、新聞等を利用した消費宣伝、旅行会社と連携しての果樹観光ツアー等々、風評被害の払拭とイメージアップを図るための活動を続けております。

さらに新たな試みとしまして、本市の果物のイメージアップを図るため、市内の小さな女の子たちがナシ、ブドウ、カキ、イチゴ、さらにブルーベリーをイメージする衣装を着まして、果物の妖精、フルーツフェアリーとなりまして、果樹のPRを担ってございます。先日、つくば市クレオで開催しました果樹観光オープン式に出演しまして、大変好評でございました。果樹観光の振興の一つとしまして、今後も同様に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の朝日トンネル開通後のかすみがうら市の対策につきましては、本年11月12日に朝日トンネルが開通することにより、常磐道の利便性の向上や土浦市やつくば市等、大消費地とのアクセスがよくなり、筑波山周辺地域全体での集客はアップすることが予想されます。このことから、さらに県や周辺市町村の観光施設との連携を図った広域観光ルートが可能になることから、これまで実施している観光振興や風評被害対策とあわせまして、広域観光ネットワークの構築と地域全体のブランド化にさらに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

田谷議員さんの3点目2番、通勤に伴う通過交通対策、舟橋の復旧についてのご質問につきましてお答えいたします。

初めに、舟橋にかかわる道路整備でございますが、上稲吉行政区の要望につきましては、狭隘部分となる両側がくぼ地となるクランク箇所において、土留工法を用いた拡幅整備と一部区間による舗装補修を合わせ、工事発注を行っているところでございます。

また、上稲吉、馬立地内の道路整備につきましては、土浦市内への通勤等による交通量が多く、通行等の安全性が危惧されることから、車道幅員6メートル、片側2メートルの歩道設置により、現道拡幅とするものでございます。当初計画においては、県道土浦・笠間線から土浦市との行政界までの整備計画であり、現在のところ共同墓地付近まで1期工事区間として完了しているところでございます。

その後、第2工事計画化について地区説明会を開催したところ、現道を拡幅して集落内を通過する計画は避けてほしいという要望がございまして、平成19年度から凍結状態になっております。昨年度、地元区長と再協議の場を設け、地元の意向などをお伺いした経緯もございまして、今後、集落内現道が4メートル以上の幅員が確保されていることや、通過車両にとっては最短距離であることを踏まえ、現道の改良事業とするのも一つの選択肢としてご提言申し上げ、協議検討して

まいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

舟橋の復旧につきましては、昨年度6月において道路災害復旧工事として補強工事を行っております。ご質問の中で応急復旧とのことですが、橋台の補強工事として実施したことをごさいます、応急による復旧のものではございません。4トン車以上の通行ができないとのことですが、県道土浦・笠間線への接続、進入する箇所においても、4トン車以上大型車の通行は困難であるということを含め、注意看板により車両の案内をお願いしているところがございます。

今後につきましては、当路線が安全かつ安心して利用できる道路となるために、橋梁のかけかえ、県道土浦・笠間線と接する交差点の改良等を含め、幹線道路に円滑な移動ができるための一体的な整備計画が必要と考え、現時点では検討課題とさせていただきますようご理解のほどをよろしくお願いいたします。

高速道路の側道につきましては、高速道路の維持管理のため設けられた道路でございます。側道の拡幅につきましては、現在のところ整備計画がございませんのでご理解を願います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、私の第2回の質問とさせていただきます。

1点目ですが、市長と議会の粘り強い話し合いをもって市民のための行政が遂行できますことを切にお願い申し上げまして、第1点目は以上とさせていただきます。

2点目でございますが、中学生以下の医療費の無料化につきましてお尋ねいたします。

40%が所得制限対象となるわけですけれども、その所得制限対象となる人数はどのぐらいになりますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

中学生以下の医療費の無料化についてですけれども、特例児童に関しましては、受給者全体で6,316名、そのうち対象者が3,735名、所得制限者は2,581名ということで、40.9%が対象になる予想でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

対象者が6,316名、その間受給者が3,735名、それで所得制限を受ける児童が2,581名ということは、この2,581名という人数は少ないですか、多いですか、市民部長。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

40%という数字は大きいと思います。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

40%の2,580名もの市民がこの所得制限を受けて、それで医療費の無料化にならないということとは非常に大きな問題だと思うのですが、市長、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も特にお隣、土浦市が100%実施で始まりますので大いに憂慮すべきことであると考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

先ほど市長はこのことに関して議会ともう一回話し合いをして、再度医療費の無料化について貢献したいとお話しになりましたけれども、市民の40%の該当者が2,581名というのは、私にとりましてもすこぶる大きな数字と思います。

ですので、いち早くこの医療費の無料化を実現するようお願いしたいなと思います。それに関しての財源とかは用意はされているとか、あるいは十分だとかということ、以前はこの医療費の無料化を中学3年生まで実施するという市長のお考えでしたが、今現在どのようにお考えになっておられますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

100%実施をした場合には財源等については、確保してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ中学生以下の医療費の無料化を完全に実施されることを望みまして、次の質問をさせていただきます。

先ほど上稲吉地区を通ります舟橋の問題をご答弁いただいたわけですが、第2工事として現道の通過できる上稲吉から馬立を通るあの道路なんですけれども、お墓のところで終わっていますよね。それで今お話しいただきましたが、現状を通過できるそのような道路も拡幅をしながら現状のままの道路を整備していただけるということを今お聞きしましたけれども、それに間違いございませんか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、ご説明申し上げます。

先ほど申し上げました共同墓地から先の道路でございますが、狭隘であります馬立区長さん宅前ですね、V字型に坂道となる箇所につきましては、現道の拡幅をお願いしたいと思います。また、集落内につきましては、拡幅が困難な場合には現在4メートル以上が確保されておりまして、ふたなし側溝が現状でございます。そのふたなし側溝をふたつき側溝に入れかえることで、幅員の拡充が図られると思いますので、そのようなことで対処したいと思っております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

先ほど来、質問の中でも申し述べましたとおり、新治地区の工業団地に通ずる車両が多ございますので、ぜひこの第2工事としてお墓より先の馬立までの道路を拡幅して、そして整備していただけますことを確約していただけますか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、今後区長さんと協議してまいります。次年度以降から委託費等予算計上してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

本当にまことにありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、朝日トンネルに通じるこの千代田地区が閑散とするんじゃないかと私が予想していますところですがけれども、先ほど来お話がありましたフルーツフェアリーという、そういう女子を使ってかすみがうら市をアピールしているということで間違いありませんか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ぜひ当かすみがうら市を大いにアピールしていただいて、朝日トンネルを通過してつくばから当かすみがうら市を通らずに、石岡からつくばに抜けるような、あるいは石岡から土浦に抜けて当市を通らないで行ってしまうような、そういうことのないように、いろいろありますけど、果樹園のため、あるいは交流人口のためにもよろしくお願いしたいと思います。

アピール力がかすみがうら市の市役所の職員さん、一生懸命頑張っておられますけど、もうちょっとアピール力が足りないんじゃないかなって、私の目には映りますのでよろしくお願い致します。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、終わりでよろしいですか。

[田谷議員「いや、まだです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

じゃ、続けてください。

○4番（田谷文子君）

最後になりますが、全国的な話題になっておりますいじめの問題です。

佐藤議員さんの質問の中にも、大卒では教育長のお考えもよくわかりましたし、私の質問に対しても、懇切丁寧にお話しいただきましたのでよくわかりました。お話のとおりだと思います。私のつたない提言も入れていただけるようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

それで一つお伺いします。

けさの新聞に、県内小中学校の不登校生が茨城県内2,738名おられるということでした。当市では、その不登校の児童、あるいは生徒の数を把握してございますか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

1学期までで全体で35人おります。学校別には申し上げますが、小学校はその中で9人、ですから26人が中学校ということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

教育長さん、新聞紙上でもごらんになっているかと思うんですけども、佐賀市のいじめの対策をこの間、夏休みが終わるときに7つの誓いを各学校でなされたそうなんです。その7つの誓いの中にいじめを見つけたらすぐ家の人に、あるいは学校に知らせるなど、文言を7つ復唱して、そして学校に提示して、集会のたびにそれを復唱するような案を練っているような報道がなされていましたが、そのようなことをお考えはありますか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

そのことは子どもたちから出てくるのが、私は望ましいと思っております。ですから、先ほど申し上げましたように、フォーラムのときに最後のまとめとしてこういう誓いみたいなことが、子どもたちで宣言されて全校に広まると、地域社会にも広まるということが望ましいことだと考えておりますので、そのように仕向けていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

今どきの若者をひとくりに話されることが多い昨今ですけれども、3・11の被災の際もいち

早く駆けつけられたボランティアも少年少女も多かったわけです。ロンドンオリンピックのメダリストたちのコメントは、応援してくれる人たちがいたから頑張れました、そして身近な人たちへの感謝の言葉を忘れませんでした。高校球児たちも同様に、そのような感謝の言葉が出てきていて、本当に私は感動しました。私は彼らのその言葉を聞いたとき、日本は大丈夫だ、ますます進展していくことを信じたわけです。どうぞ、そのような若者たちが、心身ともに元気に力強く夢を追っていき、そのような社会を築いていただくため、途中で挫折することのないよう、関係各位のご尽力を切にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時15分

---

再 開 午前11時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

第1回目の質問をしたいと思います。

きのうから皆さんの一般質問を聞かせていただいて、素晴らしい質問でございました。そういう中で、やっぱり私なりに一番関心を持ったのが放射能関係でございます。市長もるる知識の高いところから答弁されたようですが、このセシウムの測定というのは非常に難しい。

昨日、日本共産党の佐藤文雄さんから出された資料を見ましても、時間帯は違いますが同じ4日の日で茨城県の水戸を見ますと、0.070、0.056マイクロシーベルト。県全体の放射線モニタリング観測検査というのを見ますと、県庁で0.113と。はかる場所によっても違うかもしれないけど、そのときの気象条件によって相当違う。

これ参考までに私申し上げますけど、私も現に測定器持っていていろいろなところ測定しました。つい最近では、8月の末にいろいろなところ測定しました。ちょうど私のそのときの測定したときは、北寄りの風が二、三日吹きまして、私は私の近くの権現橋というところで測定したところ、0.350という数字、ちょっと場所を変えて0.45。業者の方が菱木川の河口で測定したところ、1マイクロシーベルトあったそうです。びっくりした、その値を聞きまして。北寄りの風というと、ちょうど福島県から吹いてくる風なんですよ。

この放射線の測定というのは非常に難しい。かすみがうら市にも何台も器械もあるかもしれない。器械によって全く数字が異なるんですよ。どこのデータを信用していいかわからない。ただはかればいいという問題でもないし。今後、内部でいろいろ研究して、測定するに当たっては、精度が一番物を言うわけでありますから、考えていただきたいと思います。

まず、危機管理について。

土地改良補助金に伴う公印の無断使用の懲戒処分の経緯について。

この点について具体的に説明していただきたいと思います。発覚から処分に至るまで相当の期間を要した理由、調査の資料を提出の上、説明していただきたい。

次に、危機とは何か、危機の本質とは何かと。

これ非常に大きな問題です。昨日、佐藤議員の質問で霞ヶ浦の漁業に対する市長の答弁で、霞ヶ浦も漁業は壊滅的だと、あとは東電からの補償だというような答弁されましたが、科学的根拠は何かと、それに基づいて答弁したと私は思います。あと、それだけの答弁したんだから、何か裏があるんじゃないかなと私は思うんですが、あわせてお伺いしたいと思います。

荒廃した農地活用について。

行政として、市の荒廃農地の把握状況について詳細に資料を提出していただいて説明願いたいと思います。

荒廃農地に対する基本的な考え方と対策はいかに、というようなことで、前に農業委員会がかすみがうら市が荒廃した農地を借り上げてまして、サツマイモをつくった例がございます。その結果について、まだ私ども全然聞いてないので、荒廃した農地にサツマイモつくってどういう結果が出たのかお伺いしたいと思います。

次に、監査事務について。

行政監査の実施予定についてということですが、監査委員独自で行政監査もしたように聞いておりますが、財務監査も大切ですが行政監査もすることによって、職員の質の向上に大きくつながるのではないのかなというように私は思うわけでございます。今後の行政監査についての考え方についてお伺いしたいと思います。

市の不祥事に対し、個別監査をどのような視点から実施しましたかというようなことで、第1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

書類作成を含めた昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 3 2 分

---

再 開 午後 1 時 2 9 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

## ○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

1点目1番、公印の無断使用の懲戒処分の経緯、2番、発覚から処分までの期間につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、危機管理についての危機とは何か、危機の本質とは何かについてお答えいたします。

ご質問の危機につきましては、自然災害や感染症の発生、さらには今般の不祥事のように、通常では予測できない事態が突然発生し、市民生活や行政運営に影響や損害を及ぼすもので、その本質は管理体制の甘さや行政制度の欠陥などであり、今後の組織的な課題と考えております。

このため危機の発生を未然に防ぐことが重要であり、日ごろから予防に努める必要があると認識しております。

また、事故発生後は素早く状況を把握し、対応策を検討し、実施すること、さらに対応策を再評価し、再発の防止を図る必要があります。このようなことから事故の発生後、職員の綱紀粛正の徹底について訓辞を行うとともに、再発防止を図るため、公印規則の見直しを行ってまいりましたので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

2点目、行政として市の荒廃農地の把握状況につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

## ○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

## ○副市長（石川眞澄君）

栗山議員のご質問に対してお答えいたします。

1点目1番、土地改良補助金に伴う公印の無断使用の懲戒処分の経緯につきましては、市分限懲戒等委員会委員長という職に対するご質問と受けとめ、お答えいたします。

農業体質強化基盤整備促進事業の採択申請等に公印が無断で使用された件につきましては、既に公表しておりますとおり、市長は被処分者に停職3カ月の懲戒処分、管理監督者及び公印保管者に訓告及び嚴重注意の矯正措置の処分を行っております。

ここに至るまでの経緯でございますけれども、4月上旬に関東農政局からの連絡によりまして、採択申請等が進められていたことが発覚いたしました。事実確認を行った結果、平成24年3月に採択申請及び繰り越し承認申請をしており、その際、上司の指示に従わず、決裁を受けずに手続を行っていたことが判明いたしました。

このため5月下旬に当該事業に関する事故報告書が提出され、改めて事故の詳細について関係者からの確認を行う中で、公印が無断で使用されていたことが判明し、7月中旬に公印事故届が提出されました。

このような経過から、市長から職員分限、懲戒等審査委員会に当事案が諮問され、7月30日、8月2日、8月9日の3回の審議を経て、答申したものでございます。

その後、市におきまして8月10日付で関係した職員の処分が行われましたという経緯でございます。

次に1点目2番、発覚から処分に至るまで相当の期間を要した理由について、お答えいたします。

当該案件につきましては、市民が行う農業生産基盤の機能拡張に対しまして、市が国の補助事業を活用して交付する制度であり、市民と国、県の農政部局が関係する案件でもございましたことから、事実関係の正確な把握を含め、丁寧に対応する必要がございました。

このため、経過やてんまつにつきましても関係職員に十分確認する必要があったため、聞き取り調査の実施などに相当期間を要したものであり、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、先ほどご質問の中で資料の提供のご要求がありましたけれども、そちらの詳細につきましては、総務部長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（小座野定信君）

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

#### ○代表監査委員（久保田喜久男君）

それでは栗山議員のご質問にお答えいたします。

3の①行政監査の実施についてであります。平成24年8月10日付で市議会から監査委員あてに農業体質強化整備促進事業の不正処理に関する行政監査の要請をいただいたところでございます。この要請は、国や県を初め、市民からの市政に対する信頼を著しく損なう事案として要請を受けたものであり、監査委員としても事態の重大さと行政の重みを真摯に受けとめ、早速行政監査を実施することに決定いたしました。

既に関係課に資料の提出を求め、先月8月28日ですが、第1回目の関係職員への事情聴取を実施いたしましたところでございます。

今後は必要に応じ、関係者からの事情聴取を行うなど、行政監査の手続を進めてまいりたいと思っております。

なお監査結果につきましては、地方自治法199条9項によりまして、市長及び議会に対しまして、報告書を提出させていただく予定でございます。

次に、3の②です。市の不祥事に対し個別監査をどのような視点から実施しているかという点についてお答えいたします。

監査につきましては、財務に関するものと事務に関するものに大別されますが、このうち事務に関する監査は地方自治法199条第2項の規定による行政監査、同法75条の規定による住民の直接請求に基づく監査、法89条第2項の規定による議会の請求に基づく監査、市長の、これは法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査の4つの種類がございます。

このうち行政監査についてであります。公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心が高まっているなどの理由によりまして、平成3年4月の地方自治法の一部改正によりまして、199条第2項として新たに監査委員の職務に加えられております。

その内容でございますが、部課等の組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営といった幅広いものとなっており、法令等に基づいて適正に行われているか。合理的かつ能率的に行われているかどうか。こういった点からすべての事務事業を対象に総合的に監査を行うものと認識しております。

なお行政監査は、何らかの問題が生じたときにその原因究明や不正の摘発を目的とするものではないとされておりますが、必要に応じ監査の実施を判断したいと、このように考えております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

**○総務部長（小貫成一君）**

栗山議員から求められた資料についてご報告を申し上げます。

危機管理についての中の土地改良補助金に伴う公印の無断使用の懲戒処分の経緯でございますが、平成24年5月28日に、5月21日付で事故報告書を総務課で受け付けをしております。内容は、1、農業体質強化基盤整備促進事業の無断申請について、2、農業施設災害復旧補助金及び国災害復旧事業市負担金の支出について、3、農村空間整備事業の同意取得について、6月上旬、農林水産課から事故の概要を聴取しております。7月5日、事故報告者及び農林水産課長から事情聴取を行っております。事故報告書の内容を確認しております。

続きまして7月13日、関係職員から事情聴取をしております。事故報告書の内容を確認しております。

続きまして7月19日、平成24年7月18日付、公印事故届を総務課で受け付けをしております。内容につきましては平成23年度農業生産基盤保全管理等推進整備補助金採択申請等の公印不正使用についてでございます。

続きまして7月19日、7月5日に事情聴取した内容について、書面で提出がございました。7月20日、職員の不祥事に対する懲戒処分等の諮問について起案をしております。同月7月25日、市の職員分限懲戒等審査委員会へ諮問をしております。8月9日、市職員分限懲戒等審査委員会から答申がございました。8月10日に関係職員の懲戒処分等を伝達及び公表しております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

**○環境経済部長（藤崎宏明君）**

2点目1番、市の荒廃農地の把握状況についてですが、栗山議員から求められた資料に基づきまして説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

荒廃農地につきましてはさまざまな要因により増加傾向にありますが、把握につきましては、農業委員会による調査また水田の転作現地確認の際などに現況の把握を行っております。

資料をごらんいただきたいと思っております。

資料です。市全体農地面積、荒廃農地、割合、備考というようなことで畑、田、合計というふうなことでつくらせていただいております。備考の欄で市全体農地面積につきましては23年度固定資産税データ、あと荒廃農地につきましては農業委員会からのデータでございます。畑でございますが、市全体3,395ヘクタール、荒廃農地につきましては233ヘクタール、6.9%の割合と

なっております。

次に田でございます。2,346ヘクタール、荒廃農地が206ヘクタール、8.8%の割合となっております。合計としまして市全体農地面積としまして5,741ヘクタール、荒廃農地が439ヘクタールで7.6%の割合となっております。

次に2点目、2番、荒廃農地に対する基本的な考え方と対策はいかに、のご質問にお答え申し上げます。

市内の農地につきましては農業従事者の減少や高齢化、担い手不足等によりまして耕作放棄地が増加傾向にあります。

このことにより、食料需給の確保はもとより、病虫害、鳥獣被害の発生、農地利用集積の阻害、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響を初め、不法投棄や景観の悪化等、荒廃農地の増加については生活環境面でも大きな課題となり得るものです。

本市としても耕作放棄地を解消し、再生利用を促すため、耕作者に対する支援策として平成21年度から国、県、市の補助金を交付する耕作放棄地対策事業に取り組み、平成23年度までに12ヘクタールの農地再生を行いました。荒廃地に追いつかない状況がございます。

今後はこれまで取り組んできました農地再生支援とともに、従来の農家のイメージとは違った新たな担い手の確保や、農業以外の有効活用方法の模索等にも取り組んでまいりたいと考えております。

冒頭、サツマイモをつくってその経過についてでございますが、経緯のわかる職員から聞き取りした結果、所管が農林水産課の試みで市単費で国等の補助はありません。でやっております。平成20年度、21年度において市内の農地を借りまして、農業新規就農希望者を募集しまして、サツマイモの作付を行い、農業体験をさせた経緯がございます。当時の借り受けた農地の面積は千代田地区で2反強、2,071平方メートル、霞ヶ浦地区で5,781平方メートルであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうらの漁協、漁業者百数十名いますが、7月の末にワカサギ漁、シラウオ漁等が始まったわけですが、放射能の検査は27ベクレル、また煮干し等にしても生を下回る20ベクレル以下、15ベクレルぐらいだったと思うんですが、放射能の値としては全然問題ないわけですが、この風評被害が相当のダメージを与えております。

加工屋さんのお話を聞きますと、とにかく半分なんてものじゃなくて、売上高が5割にもいかない。そういうことはいわゆる水産物の買入れ制限と値段が低くなっております。

実際は漁をやっている方は、朝、出漁すれば100キロとかそれ以上の漁獲量があるわけですが、一応、協約みたいなのが加工屋さん和漁業者同士で交わされまして、しかしその協約量にも実際の買い上げ量は行っていないみたいです。

値段についても協定価格が400円と決まったみたいですが、実際にそこへっていない。そうすると実際に朝、出漁しても20キロぐらいは買ってもらえるみたいなんです、それもキロ300

円ぐらいの値段であります。これはもう漁業者にとっては朝、出漁しても6,000円とか7,000円とかの売り上げしかないわけでありまして。これではもう全然ペイしないわけです。

これはもう漁業者の今の平均年齢からいっても65歳とかそういう、あるいはそれ以上になっていきます。風評被害というのは数年続くと考えられるわけでありまして、こういう事態が続きますともう漁をやる意味がないわけですね。これはここで一たんその年齢の人が漁をやらないということになりますと、もちろん、後継者を育てるという意識もなくなりますし、これはもう今の時点で非常に漁の存続が危ぶまれる状況であるということから、極めて壊滅的な打撃である。私はそういう判断をしております。

これを何とか打開する手だてとしては、できればいわゆる漁そのものを続けた上で、続けて100キロとってきても、それを今焼却する焼却処分まで漁協と、あと新治広域の処理場で協議をしまして処理しておりますが、そういった漁獲をしながら、しかも以前と同じだけの収入があるような補償を東電にさせていただければいいわけでありまして、補償交渉が極めて難航している。そういうことであります。

さらに悪いことには、余り大きい声では言えないわけでありまして、漁業者の所得申告がいわゆる補償の算定に当たっては大事な要点になってまいります。漁業者の所得申告が、これは聞いた話であります、所得申告が正確になされていれば、まだ救いようがあるわけでありまして、過少申告等の場合は、これは実際の今までの収入が補償されないということになります。

こういう事例は霞ヶ浦地区よりは行方地区に多いというような話も伺っております。霞ヶ浦地区は、漁協を通じて比較的正確な数字で従来もやっていたというような経過も聞いております。そういったいろいろなもろもろの要素で極めて、いわゆる霞ヶ浦の漁業は深刻な状態にあると、こういうふうに判断をしております。

#### ○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

#### ○14番（栗山千勝君）

順不同で、この問題から入らせていただきます。

私は意図と科学的根拠というようなことで、この発言は、大きな波紋を及ぼすと思うんです。昨日、大洗で内水面の漁業者の集まりがありまして、風評被害等を団体で請求していこうというような話があったそうなんです、今現在、茨城県で制限しているのはウナギとゲンゴロウブナ、あと天然のギンブナ、あるいはアメリカナマズなんですよ。あとはどこまでも風評被害というようなことになろうと思うんです。

ただ一番心配したのはきのう佐藤議員の質問に対して、漠然と霞ヶ浦の漁業者は壊滅的だ、あとは補償問題だけだと、東電の補償問題だけだと、これは大きな問題なんですよ。私、黙ってられないから、急遽、ここへ入れたわけなんです、湖底の泥が二、三センチあると、そこに蓄積するんだと、そうしたら水まで問題になってくるわけですよ。

市長の答弁は、そんなことを言いたくないんだけど、もう少し慎重になって答弁していただきたい。これは私、支持した一人として本当にこれはお願いしたい。これは会議録に載りますからね。

今、市長ね、市長の答弁の中で、漁業者の申告の問題がございましたね。市長は漁業者の代表

と、市長と、ある政治家と話し合いをしておりますよね。その席でこういう話が出ましたですよ。出たか出ないか、それをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

放射能問題は今、栗山議員がおっしゃるように非常に微妙な問題であります。佐藤議員も栗山議員も先ほどおっしゃっていたわけです。霞ヶ浦の至近距離である柏崎の権現橋付近の放射能の値が福島方面からの風によって1マイクロシーベルトになった。そういうデータもあるよということ、栗山議員はさっき申しました。

これはいわゆる湖面に至近距離でありますから、非常に心配もされるところでありますが、そういった質問の中の流れの中で、やはりこれは実態もこの議会で明らかにしていく必要もあるのかなと、深刻な事態であるということは、私もいわゆる食物、あるいは空気中については幸い、0.23を下回っておりますが、そういう中でも栗山議員は1マイクロシーベルト、いわゆる基準値の4倍の値があると、また佐藤議員も2マイクロ、3マイクロというような話も出ております。そういう場所もあります。

しかし、この水産資源に関しては全然そういうことがないわけです。そして霞ヶ浦の水についても全然問題がない水準なんです。単なる風評被害なんです。全くの風評被害で基準値の4分の1、生のもので基準値の4分の1なんです。ましてやワカサギ、煮干しにしたときには基準値の7分の1にもなっているのに、風評被害というのは、売り上げの50%にいかないと、そういう状況でありますから、これはもう東電にしっかりと補償していただいて、それはもちろん行政もサポートして、あるいは漁協組合とも相談しながら漁業者を守っていく必要があると思います。

そういった中で、漁協関係者あるいは漁協の関係の県議の先生等とも懇談をしたことがございまして、またその時期はまだいわゆる漁期の前だったんですね。そのときには、非常に売れない、その時点で加工品が売れないという話は出ていたんです。エビなんかも相当数量が去年のエビが残っておりまして、売れないでおります。

具体的な数字を出したら本当に補償額もびっくり仰天するような数字であります。そういったことを私は表にどんどん出して、補償要求すべきでないかということをおもいましたけれども、そういうことを話しました。

しかし、その時点ではまだ漁業者のほうはもう少し我慢して自重しよう、この被害のことについて余り強く言うとそれがまた風評被害になるんだと、こういうことを非常に生産者の方は危惧しております。

しかし、8月になりまして、漁協組合に事情を聞きに行ったり、その後の加工組合のお話なんかも聞いてみますと、いよいよもうこれはとんでもないと、いわゆる実際の数値を隠して済む問題ではないと、それは絶対安全なんだということをPRしようということで加工組合の戸田組合長を初め、漁業組合の理事長等も県知事のところへ行って、新聞にこれこれなんだから安心して食べてくれというようなPRをさんざん言い始めるようになりました。

漁業者に至っては、いよいよこれは補償が十分でなければ、むしろ旗を立てても補償請求に行

くよと。では、そのときはおれも一緒に行くよということで、漁協組合とも、漁協関係者とも話をしております。

そういう、黙ってうやむやにやり過ぎるという時期は、もう通り過ぎたと。ことしの7月末、8月の状況からもう既に通り過ぎたという判断を、私はしております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長のほうから、るる説明ありましたが、状況は私、わかっているんですよ。かすみがうらの中の内ね。ただ市長の発言が、どう受けとめるか。かすみがうら市だけの問題じゃないし、そして完全に死の湖になるんですよ。湖が死んじゃう。そういう中で昨日、内水面の漁業者の代表者の集まりがありましたけれども、市長、そういうことを知っていますか。もし知らなかったら、担当部長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

昨日ですか。

[「昨日ですよ」と呼ぶ者あり]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

大変認識不足で申しわけないですが、わかりませんでした。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ、テレビで放映しているんですよ。テレビで放映しているの。その前、あるところから聞きましたけれども、きちんと内水面の漁業者の集まりでもって風評被害等は請求していくべという決議がなされたそうです。

市長、ここだけが先走るのではなくて、関係市町村ともよく協議して、これ、対応すべきと私は思うんです。ここだけが先走ると変な風評被害がまた走っていく。もう売れないのは私、わかっているんですよ。私の友達にシラウオをもらったけれども食べるかと言ったら、結構ですというわけなんですよ。断ってからでないといえられないからね。十二分に、売れないのはわかっているの。加工組合の組合長からもいろいろ、るる、とっくにこの話は聞いているんです。もう完全に終わりだという話は聞いているの。ただ簡単に壊滅的だと。あとは東電に請求しなくちゃ。これ東電にしなくちゃならないですよ。その前に関係市町村とも協議する。関係漁協とも協議して発言すべきではないのかなと私は思うんですよ。

その辺、これからどうなるか知らないけれども、市長の考えだけお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

加工組合の戸田組合長、また私の考え、また栗山議員の認識もほぼ深刻さにおいては一致して

いると思います。

漁協組合とも協議をしておりますが、いわゆる湖の霞ヶ浦はこのかすみがうら市だけではなく、周辺数カ町村の市町村の漁業のいわゆる漁場となっているわけです。そういった中でもかすみがうら市は最大の漁獲高を誇っているわけです。ですから、いわゆる東電あるいは外部的、対外的に行動する場合は、かすみがうら市がもちろん先頭を切るということは漁協等にもお話をしております。

ただ、今の段階でこれはさっきもお話ししたように、いつでも行くよということはおっしゃっています。行くときは関係市町村の先頭に立って行くよということも伝えてあります。ただ、今のところ、じゃいつ行くということにはなっておりませんが、いずれ関係市町村で行政のほうも立ち上がらなければならないと思っております。

今のところは加工組合と漁協の関係者で知事のほうへ行ったと。いずれ知事に言ってもこれはらちがあく話でありませぬので、東電のほうに行くようなことになろうかと考えております。そのときはもちろん真っ先駆けて行くつもりでございます。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

この問題で、ある県会から市長もご指導されていると思うんですよ。ただ一つの発言が大きな問題に発展するというのも考えてもらいたい。これは霞ヶ浦だけでなく国の問題まで発展しますからね。死の湖とされたときにはまた別な運動が起きるのではないのかなというように懸念するわけでありまして、十分に答弁等に配慮してもらいたい。

そういうことをお願いしたいと思っております。

最初に戻ります。

土地改良のこの補助金問題、無断使用の懲戒処分、懲戒処分したわけですが、いろいろ資料は出てまいりました。この懲戒処分に足りる資料がこれだけのもので果たしていいのか、私はそう思うわけでございます。

この間、副市長も会議録、私、読んでいたというような話をされましたけれども、実際、この会議録、今回、出された会議録を見ていました。この会議録を見る限り情けない。職員の答弁がばらばら。だれを信用していいか全くわからないんですよ。そう焦って懲戒処分をすることは無いと思うんです。私ら議員は、懲戒処分しろなんてことは一言も言いません。チェック機関でありますからできるだけそういう懲戒処分はなくして、正常な行政運営をしてもらいたいというのが私らの考えなんですよ。

私に言わせれば中途半端で懲戒処分したと。本来であれば、こういう議会での会議録を関係者に全部配布して、読んでいただいて、いろいろな角度から判断してもらいたい。本当にこの会議録、情けないですよ。一人一人が無責任。職務怠慢でないかと言ったら、ある職員は職務怠慢とは何ぞやと。管理職がそんな答弁するんですよ。

懲戒処分に至るに当たって、やはりあの資料が不足だったのじゃないのかなというように思うわけであって、副市長の考えをお伺いします。

**○議長（小座野定信君）**

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

懲戒処分の分限懲戒等委員会におきましては、所管担当課及び総務課のほうで聴取された資料に基づきまして、なおかつ委員会規定第8条に基づきまして、関係職員の参考人ということで招致しまして、本人からもそれから関係職員からもよく聴取した上で、事情を確認して最終的に答申をしたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この会議録、副市長は4月に入ってから担当部署のほうから第一報を受けておりますというように答弁しているわけですね。それは、どなたから第一報を受けているんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

そこで1つ訂正させていただきます。

私のスケジュール帳の確認でございますが、正確に報告が現在の部長と課長のほうから、前任者は異動になっておりますので、部長と課長が新しくなっております。新しいほうの部長と課長から報告を受けたのは5月2日でございます。連休中ございました。訂正いたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

4月に入ってからでも訂正したわけなんですけど、5月の末だったか6月、5月の末ごろかしら、部長に聞いたところ、そういうことは知らないというような答弁、これ答弁でなく、委員会でも何でもないですから、答えているんですね。

そうするとまたここでつじつまが合わなくなるんですね。その後、担当部長は削除してくれ、前のが間違っていたから、そう言っていますけれども、どうもこの会議録が信用できない、すべてにおいて。これ全部、線を引いていますけれどもね。まず懲戒処分に足りる資料じゃないのかなというように、私、思うわけですが、幾ら論じてもしようがないけれども、事あるごとに綱紀肅正という言葉をよく使用されますが、3月に懲戒処分をやって、5月にやって、8月にやって、まだ控えているというような状態なんです。とまるどころがないんですよ。

もう少し公務員としての意識を持ってもらいたい。一生、保障されているんですから。ここになるとやはり市長を初め管理職の指導が徹底しないということになるのかなと思います。市長いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の農林水産課の前任者等の不祥事に関しましては、懲戒停職3カ月というものも出たわけ

でありまして、極めて深刻な事態でありますから、その事例、懲戒処分を発表した後の会議におきまして、管理職を集めて訓告を行ったところでございます。

今後においては十分、連絡調整を図るようということで訓告を行ったところでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題については、そう慌てて懲戒処分をしなくてもいいと思うんですよね。まだ議会のほうでは総務委員会と産業建設委員会でこれ調査中なんです。そういうことを申し添えます。

次に、発覚から処分に至るまで相当の期間を要した理由というようなことを書いてありますけれども、全くね、調べる気になれば役場の職員なんですから、市役所の職員なんですから、調べることができるわけです。それができないというのが情けない。今になっても私らが、これ、調査がまだ完了していない。調査の期間がまだ終わっていないんです。

幾らこんなことを聞いてもしようがないから、とにかく懲戒処分をするのはもう少し慎重になって、やはり視点と論点をきちんと考えていただきたい。

次に、危機の関係なんです、この安全運転管理者というのは、どういう責任があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

安全管理者、霞庁舎と千代田庁舎にあります。それらについては公用車を5台以上所有している……5台でしたかね。ちょっと今、資料が手元にございませんですが、何台か公用車を管理している部門の課長が安全運転管理者になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

5台以上あれば、安全管理者を置けばよろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

置かなければいけないということです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

置けば何の責任もないのですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

安全運転管理者の職務は全うしていただきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこを具体的に説明してください。

[「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時20分

---

再 開 午後 2時28分

○議長（小座野定信君）

引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変失礼をいたしました。

安全運転管理者とは、安全運転の指導を行う者でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

きちんと安全運転の指導をしているんでしょうね。もし記録簿があったら出していただきたい  
と思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、手元に記録簿はございませんが、後で……

[「やったかやらないかくらいはできるでしょうが」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

現在、把握してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

安全運転管理者を呼んできてください、安全運転管理者。待っていますから。だって、わから  
ないのではしょうがない。安全運転管理者を呼ばないと。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時33分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公用車を使用する際には、運転日誌がございまして、行き先、走行時間、メーター、用務、運転者名を記載することになっております。また、始業点検等も、ハンドルの遊びとかそういうチェック欄がございまして。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、安全運転管理者の業務はどういうものかという質問です。今のは、質問内容とはかなり違っております。もう一度お答えください。

○総務部長（小貫成一君）

安全運転管理者とは、運転日誌等を作成させて安全運転の指導を行う者でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

8月の懲戒委員会の中で、6月12日に観光課の職員が事故を起こしているんです。ここに、これまで同様の事故を重ねているという文言が入っているんです。その前にもまた懲戒処分を受けているんです、この職員は。安全運転管理者としてどういう指導をしているのか。安全運転管理者だから事故があったら速やかに届けるといふ指導もしなくちゃならない。みずからが事故をやったならば速やかに届けをしなくちゃならないにもかかわらず、速やかに届けも出していない。そういう者が安全運転管理者として適任者かということなのです。市長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

安全運転に関しましては、栗山議員は昔、運送業をやっておられたわけでありまして、この交通事故の怖さ、恐ろしさは十分わかっていることと思います。

そういう中で私も、昔ですが、学生時代に運転を始めたばかりに追突事故を起こしまして、相手がおっかないおじさんだったものですから、いまだに事故の怖さというのを痛感しております。

そういった意味で、私も朝礼、その他いろいろな機会をとらえまして、職員には事故には気をつけろよと、健康には気をつけろよと、そういうことを常日ごろから申しているところでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の答弁、わからなくはないんだけど、徹底して周知させるということが一番大事なんです。安全管理者本人が事故を起こしておいて、もらい事故だか何だか知らないけれども、速やかに届けを出さないというのは、これは問題なんですよね。

そのその、管理職ですよ。そこなんです。やはりそれは市長がきちんと指導しなくちゃならない。これはリーダーだからしょうがないですよ。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

安全運転管理者は、安全運転に関することを所轄するわけではありますが、酔っぱらい事故とかそういう重大事故を起こしていたのでは、あるいは損害賠償を伴うような重大事故を起こしていたのでは、安全管理者の資格はないと思います。

しかし、いわゆる5台以上、車を管理している部署は安全管理者を置かなくちゃならないということでもありますから、多少の軽微な事故、軽微と言ってもはなんですが、10キロオーバーしたとか、あるいは一時停止を怠ったとか、その程度のことは私でも、市長就任前ではありますが、自分の車に乗っているときに、十四、五キロオーバーで、いや、もっとでしたか、大分ぎっくりしたことがあります。そういったことはだれにもあることであります。以前、ゴールド免許を持っておったんですが、そのスピード違反でゴールド免許をばあにしまいました。しかし、だれにもあることであります。やはりみずから注意を喚起するということが大事であろうと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、論点が全く外れていますよ。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時39分

---

再 開 午後 2時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

交通安全に対する安全運転管理者の業務と、それからそういった職務の全うにつきまして、市長と一緒にあって、職員が一丸となってこのことに対処していかなければ絶対にはなりませんので、交通安全意識の徹底につきまして、市としてきちんと取り組んでまいりたいと思いますの

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

次に移ります。

荒廢した農地の活用の關係なんですが、1ヘクタール以上をつくってれば優良農地と言いますが、まとまった荒廢した農地がどのくらいあるのか。例えば1町歩がどのくらい、あるいは10町歩くらいがどのくらいあるものだか、わかる範圍で結構ですから。

○議長（小座野定信君）

環境經濟部長 藤崎宏明君。

○環境經濟部長（藤崎宏明君）

今の栗山議員の質問でございますが、わかりませんので、後日報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

環境經濟部長、これ、通告してあるんです。もう少し真摯になってご答弁願ひしたいと思います。14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

わからなければ二、三点、私が言います。

まず第一点は、牛渡地区に大分大きな面積がありますね。次に、土地改良をやった上稲吉、さつき田谷議員のほうから舟橋のところの關係をやりましたけれども、あそこに10町歩という水田があるんです。これは以前、あの近くに工場がありまして、カドミウムが出まして、土の入れかえをやった場所なんですよ。あの土地、私、見させていただきましたけれどももったいない。

あれを何とかしなくちゃならない。これ、行政として何が何でもあそこは対応していただきたい。あんな優良農地、どこへ行ったってないですよ。パイプラインは全部完備されている。あとがほとんどつくっていない。里芋が二、三カ所つくってありましたけれども。農業委員会事務局長、そこらを把握してないかね。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

ただいまの栗山議員の内容でございますが、以前に非農地面積ということで、農業委員会の總會のときにお渡しした資料の中では、牛渡地区が42カ所、また上稲吉ですか、上稲吉……

〔「天王川流域だよ」と呼ぶ者あり〕

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

すみません、そこについては……すみません、上稲吉地区が見当たらないんですよ。

すみません、申しわけありません。上稲吉地区だけ、すみませんが抜けていますので、申し訳ありませんが、牛渡地区だけは先ほど言いましたように、42カ所あるということです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちょっと情けないですよ。霞ヶ浦の人が千代田のほうをわかっていて、千代田の人がわからないなんて。あそこに行けば10町歩という土地がもうセイタカアワダチソウがぼうぼう出ているんですよ。これ、何と言ったら、昔あそこにある会社がありまして、カドミウムが出まして、土の入れかえした土地なんだという話を聞いております。

だから、そういうもの、あの土地、優良農地をあのままにしておくのはもったいないですよ。ああいう土地とか、あと牛渡地区に大分大きな面積があるんですから、ああいう土地をだれかに活用してもらおう。この前もたまたま言いましたけれども、福島原発でもって、農業をやりたいとてできない。ああいう方々に関係市町村に連絡しまして、かすみがうらにこういう土地があるけれども、就農している方はいませんかと、定住してここで農家をやってくれませんかというような発想が何で出てこないのか。

これは市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、上稲吉地区の10町歩を例に出されましたが、その土地については地元から要望が出ておりまして、何らかの活用を図ってほしいということであります。

カドミウムにもともと汚染されている場所でありますから、米はつukれないわけではありますが、私もたまたま、たまたまというか、太陽光発電の適地を今、一生懸命になって探しております。そういう中で太陽光発電の立地箇所として使えないものだろうかということで、太陽光の発電の関係者を現場へ案内して見てもらったことがあります。

しかし、太陽光発電にも地形的に使い勝手が悪いということで、利用が見送られた経過がございます。

絶えず頭にはありますが、今のところなかなか適当な利用法がないというのが現状でございます。

また牛渡地区についても、これが遊休農地がまとまってある程度あればいいんですが、なかなか実際に調査をしてみますと、連担して借りるとか、連担して利用するのに地権者が牛渡の場合が多いんですね。細かいいわゆる所有状況になっていまして、まとまって使うという点ではなかなか難しい、そういうところがございます。

しかしそういう中でも例えば新品種というんですか。新しい品種のクリを開発して、それをつくりたいという人が、市外の方であります、そういった方に一部利用いただいているような経緯もございます。

いずれにしても、きょう現在も別な遊休農地について、そこは必ずしも遊休ではないんですが、もっと高度利用を図ろうということで調査を今かけているところもございます。

いずれにしても、市内の土地利用については、積極的に有効利用を図っていく。そういう中で、不耕作地については有力な候補地であることは間違いないので、今後ともそういったものをリサーチしていきたいと思っております。

カドミウム汚染は、天地返しをもちろん、今、後ろから助言を受けたのでありますが、天地がえしをしているから問題ないということではありますが、しかしあそこに……

〔「天地返しじゃない、客土……30センチを客土したの」と呼ぶ者あり〕

○市長（宮嶋光昭君）

客土30センチやったと、そういうことをやったとしても、それは聞いてはおりますが、そういうことをやったとしても、いわゆるカドミウムの汚染を既に1回受けたということですから、地元でも意欲をなくしているわけですね。そういうところなので、農地としての利用はなかなか難しいだろうということから、太陽光はどうだろうかと持っていったわけでありませぬ。

もちろん、農業的に使ってくれるところがあれば、使ってもらうことにはやぶさかではありません。

ですから議員の皆さんも何かそういう話がありましたら、情報としてお寄せいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長は知っていて、担当部長が知らない。本当にこれ、情けない話ですよ。

それであそこはカドミウムで汚染されているというけれども、それなりの対処をしまして、大丈夫だということで企業側と和解しているんです。なぜ私、それを知っているかということ、その企業側の社長と私、面識がございまして、いろいろ交流がありまして、いろいろ話を聞いているんですよ。下手にカドミウムで汚染された土地なんて言うと、また風評被害的なものが出てくる。それよりも市長が知っていて、担当部長が担当課で知らないというのは、これ、一番問題なんです。やっぱり真剣になって通告しているんだから、そういうものをきちんと調べるのが当たり前だし、それが議会というものなんです。今までずっと2日間、職員の答弁を聞いておりましたけれども、みんな抽象的で逃げの答弁としか考えられない。情けないと思います。二十何年間やっていつも同じ。前向きに検討します、内部で協議します、そこら辺のところ。これ以上聞いてもしようがないけれども、監査委員に立派な答弁をしていただいております。今後とも行政監査というのは非常に大事なもので、今後とも引き続き行政監査も重点項目としてひとつお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 3時05分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次いで、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成24年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に学校耐震化についてお伺いをいたします。

文部科学省が8月に発表した調査によれば、全国の公立小中学校12万2069棟の耐震化率はことし4月1日現在、84.8%となり、昨年よりも4.5ポイント上昇いたしました。首都直下地震を初め、大規模地震の切迫性が指摘されており、学校耐震化は待ったなしの状況下であります。

学校は、子どもたちが1日の多くを過ごし、災害時には地域の防火拠点にもなる重要な場所であり、耐震化100%の達成を急がなければなりません。文科省は15年までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させるとの目標を掲げておりますが、子どもたちや地域の安全を守るため、可能な限り前倒しをしていただきたいと願っております。

また、建物の構造部分だけではなく、非構造部材と呼ばれる天井や照明器具、それから窓ガラスなどの耐震対策も急務であります。

文科省は昨年度の調査から非構造部材の耐震化状況も公表しておりますが、耐震点検すらしていない学校が34.7%、点検しても対策をしていない学校が54.6%にも上るなど、非構造部材の耐震化対策のおくれが浮き彫りになっております。

その観点から現在の耐震の状況について、2、天井や照明器具、窓ガラスの耐震対策について、3、今後の計画について、具体的にお伺いをいたします。

次に、全国的に発生しているいじめ問題についてお伺いをいたします。

いじめの苦しさから抜け出そうとみずからの命を絶つ子どもが後を絶たない。このような状況が続いております。

こうした事件が起こるたび、メディアは責任論に終始しがちであります。しかし真に向かうべきは関係者がいじめに真っ正面から対処しようとしたかどうかという点であります。子どもの悲痛な叫びを受けてとめていたのか、そこを真摯に検証しなければ解決策は導き出せません。

滋賀大津市で起きた中学2年生のいじめ自殺事件は、警察捜査が入る異例の展開を見せており、生徒たちへの心理的影響を私も心配をいたしております。現場では人格の完成を目指すとの教育基本法の教育目的に立ち返る余裕もなく、いじめの解決には一つにこの本末転倒な状況を変えていく必要があり、教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるよう、教員数の増加や教員各自の役割分担の明確化などの現場の負担軽減と効率化も急ぐべきであると思っております。

その意味で、スクールカウンセラーのさらなる設置も重要であります。いじめはどの学校でも起こり得る課題であり、しかも根が深く簡単には解決できない状況であります。だからこそ個々の事例を徹底して検証し、予兆を見逃さない体制の整備が急務であります。同時に学校関係者は何よりも子どもの視点に立ってほしい。その姿勢こそがいじめられている子どもたちに勇気と希望を与えると、私は思っております。

その観点から1、当市のいじめの実態について、2、対応状況について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、老朽橋の安全対策についてをお伺いをいたします。

老朽橋、架設後50年以上経過している橋については、補強や新設が必要となりますが、先般の橋の調査結果を踏まえ、適切な維持管理で橋を長期間安全に使用するため、橋梁長寿命化修繕計画の策定が必要であり、老朽化する前に橋の修繕を行うことで、大幅なコスト削減にもつながります。

1、今後の調査計画について、具体的にお伺いいたします。2、調査結果を踏まえて、設計、工事工程についてどう取り組むかをお伺いいたします。

次に、障害者総合支援法についてお伺いいたします。

このほど成立した障害者総合支援法では、これまでの障害自立支援法の課題を修正し、名称が改められました。障害者総合支援法では、制度の谷間を埋めるため、障害者の定義に治療法が確立していない疾病などの難病等を新たに加え、難病患者が福祉サービスを受けられるようになった内容でございます。

また、重度訪問介護の対象者をこれまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害、精神障害者に拡大された内容であります。地域で共同生活を営む障害者を柔軟に支援していくため、現在、介護の必要性の有無によって分かれているケアホーム、共同生活介護グループホーム、共同生活援助に統合されることになっております。

さらに、同法には改正に当たり、さまざまな障害団体と協議を重ねた結果、実現に至ったわけでもあります。

1、障害者支援法の認識について。2、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市の検診にピロリ菌検査の導入についてをお伺いいたします。

胃がんは、毎年約11万人が発症し、年間5万人が死亡しておりますが、近年ピロリ菌との関係が解明され、除菌による胃がん発症率の減少に必ずつながるとなっております。胃がん撲滅のためにピロリ菌感染の血液検査を胃がん検診時のオプション検査、全額自己負担とし、導入することにより、安全そして安心を確保できると確信をいたしております。

1、導入の必要性及び認識について。2、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、子どもたちのがん教育実施についてお伺いいたします。

国民の2人に1人が罹患し、今や日本最大の国民病とも言われるがん、政府が6月に新たに策定したがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子どもたちに教える取り組みが全国に広がりつつあります。

病気の予防、治療に関する学習を通じて、生命の大切さを教え、生きる力を学んでいくことが最も大切であると思っております。

1、がん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれましたが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、24時間訪問介護についてをお伺いをいたします。

介護保険制度改正により、本年4月より新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが創設されました。

事業のポイントといたしましては、要介護者の住宅での生活継続を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護、訪問看護を行いながら、24時間体制で利用者の呼び出しに対応するサービス内容であり、これまでの訪問介護は週に数回程度の利用者がほとんどでありました。

このサービスでは、1回の訪問時間は短縮されますが1日に何度も定期的に訪問し、水分補給や服薬、入浴、排せつ、食事など日常的な介護を援助し、さらに看護師などによる床ずれの手当て、たんの吸引などの療養上の世話を一体的に行うサービス内容になっております。

さらに24時間体制で電話やICT情報通信技術機器による利用者からの呼び出しに対応し、必要があれば訪問介護看護を行う内容であります。24時間対応のため、問題点は人材確保が課題となっております。

そのような中で①介護保険の指定を受けている事業所について、具体的にお伺いいたします。

②24時間訪問介護の実施状況について、③実施に向けての市の支援策についてをお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

中根議員の質問にお答えいたします。

1点目の学校耐震化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の全国的に多発しているいじめ問題につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、老朽橋の安全対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、障害者総合支援法については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、市検診にピロリ菌検査の導入については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の子どもたちのがん教育実施についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちのがん対策につきましては、平成24年度から平成28年度を期間とする国のがん対策推進基本計画に位置づけられ、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい知識を持つよう教育することを目指しております。

具体的には、規則正しい生活習慣の重要性や、しっかりとした食事をとることの大切さなどとなりますが、教育委員会との連携や、健康づくりの推進における各種事業の機会を活用するなど、がん教育の推進につなげてまいりたいと考えております。

7点目、24時間訪問介護については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

**○議長（小座野定信君）**

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

**○教育長（菅澤庄治君）**

中根議員ご質問の2点目、いじめ問題についてお答えいたします。

まず1番、当市のいじめの実態についてでございますが、平成24年度1学期間に小学校で7件、中学校で3件発生しています。その内容は、小学校では身体的なことをからかわれる、上履きを

隠される、嫌な呼び方をされる。中学校では、悪口を言われる、身体的なことをからかわれる、自分の物を隠されるというようなものでありました。既に解決済みとなっておりますが、各学校で経過観察をすることとなっております。

2点目2番、対応状況についてのご質問にお答えいたします。

学校におきましては、いじめは人間として絶対に許されないという認識のもと、すべての学校教育活動を通して未然防止に向けて取り組んでいるところでございます。

しかし、残念ながらいじめ問題が発生しているということも事実でありまして、いじめを受けて精神的な苦痛を感じている児童生徒に対しましては、家庭との連携を図りながら、カウンセリングを実施するなど心のケアに努めております。

また、いじめを起こした児童生徒については、心理的な孤立感、疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮のもとに、いじめが他者の人権を侵す行為であるということに気づかせ、他人の痛みを理解できるように根気強く指導に当たっているところでございます。

2点目3番、今後の具体的な取り組みについてでございますが、現在の状況を踏まえまして、教育委員会で協議し、いじめ問題への対応の手引きを作成し、9月3日に全校職員に配付し、いじめ問題への対応の徹底を図ることといたしました。

また、同じ日に保護者、児童生徒に向けた通知文も配布しまして、各家庭においても、話し合う機会を設けて、早期発見等のお願いをいたしました。

さらに、夏休み後半には、各担任が児童生徒の生活の様子を電話によって保護者に確認をして、必要に応じて家庭訪問を実施して2学期を迎えました。

中根議員、先ほどのご質問の中で、学校関係者が子どもの視点に立って指導することが最も大切だということを伺いました。私も全くそのとおりで思っております。今回、具体的な対策として手引きをつくって配付したわけですが、これをつくって済むというような問題ではありません。8月17日に全教職員が集まる機会がありました。そこで私が話しする機会がありましたので、今、いじめ問題が大変重要なことだと、こういう教育委員会でマニュアルをつくって渡すけれども、渡して先生方が研修して理解してそれで済むものではないよと。問題は先生方がこれを理解していかに子どもの中に入るか。子どもの視点に立つか、先生が子どもの中に入って行って、子どもの声なき声を聞くか。それが問題だということを大きな声で言いました。

もっと具体的には、先生方今までやっているでしょうが、こういうことをやってください。一つは退勤時に自分の教室に行って、机いすの様子、黒板、ごみ箱、掲示物、そういう様子を見てください。傷なんかついていないか、いたずらなんかされていないか、またげた箱、昇降口、そういうところも見てください、ということで、かなり具体的なことを申し上げましたが、先生方に強くお願いしたところでございます。

今後も教育委員会では学校との連携を密にして、いじめ対策に一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

中根議員の1点目、学校耐震化についての中での1番、現在の耐震化の状況についてのご質問にお答えをいたします。

市内小中学校における施設単位での耐震化状況につきましては、現在全17校72施設中、50施設において耐震基準が確保されており、耐震化率としましては69.4%という状況でございます。

今年度におきまして、下稲吉小学校の管理教室棟増築工事、また管理棟耐震補強工事、さらには下稲吉東小学校校舎耐震補強工事を実施しておりますので、これらの施設を加えますと、54施設が耐震基準を満たし耐震化率は75%となる見込みでございます。

1点目2番、天井や照明器具、窓ガラスの耐震対策について何うのご質問についてお答えをいたします。

東日本大震災において、天井や照明器具、窓ガラス、外壁、内壁等の非構造部材による落下被害は、各地で多く発生したところでございます。本市におきましても、千代田中学校の屋内運動場アリーナ天井材や照明器具が落下するなど、大きな被害を受けましたが、昨年度に耐震仕様で復旧工事を完了しております。

現在設計中の美並小学校屋内運動場耐震補強についても、非構造部材の落下剥離等をなくすよう構造の変更を盛り込んでいるところでございます。

また、現在できる耐震対策としましては、これまで行っている学校保健安全法で定める教職員による定期の安全点検の実施時におきまして、同点検に非構造部材の耐震点検に国が示したガイドブックにおける点検リストを加えまして、教職員が危険箇所の早期覚知ができるよう対策を図ってまいります。

しかし、これらの点検は目視等によるものであり、その確認には限界もあることから、今後は特殊建築物の定期調査に加えまして、学校施設の非構造部材の耐震点検項目を追加し、専門業者による総合的な耐震点検の実施を視野に入れ実施してまいりたいと考えております。

1点目3番の、今後の計画について具体的に何うのご質問にお答えをします。

本市における学校施設の耐震化計画につきましては、当初、平成26年度までに学校単位で17校中12校、耐震化率70%を目途に計画を進めてきましたけれども、さきに答弁のとおり施設単位で72施設中54施設、耐震化率75%を満たそうとしているところでございます。

現在は、各方面からのご協力により、計画どおりに耐震化が進んでおりますけれども、今後の耐震化計画については、小中学校の適正規模化計画、及び地域の防災計画における避難所指定等に大きく左右されることから、関係各課と多方面にわたり再検討してまいりたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

中根議員さんの3番目1番、今後の調査計画を具体的に問うとのご質問にお答えいたします。

本市における橋梁調査点検につきましては、橋長15メートル以上の43橋について、現在、橋梁長寿命化修繕計画策定にかかわる橋梁点検を実施しており、平成25年度までの修繕計画策定に当たっているところでございます。

本年度の点検委託業務については、震災後の再点検といたしまして、平成21、22年度に調査を

実施しました11橋についての再点検を行っております。

また、橋長15メートル未満の119橋につきましても、橋梁の破損、亀裂、腐食等の状況を、職員により点検、確認等を実施しており、再点検の11橋については、現在、業務委託中ではありますが、対象の162橋すべての調査、点検を完了しております。

次に、3番2番の調査結果を踏まえて、設計、工事工程についてどう取り組むのか伺うとのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、修繕計画につきましては、老朽化する前に早目に予防的な橋の修繕を行うことで、橋の寿命を延ばし、大幅なコスト削減を目的とするものであり、維持管理の方針、各橋梁の状態に見合った長寿命化工法を検討し、あわせて災害時の緊急輸送路や生活基盤道路としての重要度など、財政状況等を勘案しながら優先順位を定め、長寿命化修繕計画を策定していきたいと考えています。

なお、維持修繕工事を実施する場合、修繕計画を策定した43橋につきましては、国庫補助制度を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

#### ○保健福祉部長（鈴木 弘君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

まず4点目、障害者総合支援法についてのご質問でございます。

初めに、同法の認識とご質問でございますが、この法律は、現在の障害者施策の基本である障害者自立支援法にかわり、平成25年4月から、一部は平成26年4月からとなりますが、施行となるものです。

ご質問の中にもありましたけれども、法律の趣旨は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することであり、今回、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲も見直され、新たに難病等が加えられております。

また、今まで障害者程度区分と呼ばれていたものが、障害の多様な特性に合わせて支援が適切に行われるよう、障害者支援区分に改められ、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとなっております。

次に今後の取り組み方について、お答えいたします。

障害者総合支援法につきましては、本年6月に成立したものであり、成立後間もないこともあり、詳しい内容についての説明会も現在、開催されていない状況であります。間もなく、県においても説明会が開催されると思いますので、法令や制度の趣旨にのっとり、適正に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして5点目、市検診のピロリ菌検査の導入についてお答えいたします。

初めに、導入の必要性及び認識についてでございますが、ピロリ菌が胃がんの発症因子として認められていることを考慮すると、ピロリ菌検査は、胃がんのリスクを分類する手段として考えられます。

ABC検診と呼ばれるものは、血液検査によりピロリ菌検査とペプシノゲン検査を行うものがあります。ピロリ菌検査の有無を調べる検査と胃炎の有無を調べる検査を組み合わせ、胃がんになりやすいか否かのリスクを分類するものであります。この検査はがんを見つける検査ではありませんが、ピロリ菌に感染している人に精密検査を受けてもらうことで、早期発見、治療ができる点で大きな意味があると認識しております。

次に、今後の取り組み方について、お答えします。

ABC検診を取り入れた一次スクリーニングとしての検診と、医療機関と連携したピロリ菌除去、胃内視鏡検診が胃がん撲滅に有効であると考えております。総合健診協会に確認したところ、現時点において、詳しい内部検討がされてはおりませんが、採血時の人の確保など課題もあり、実施できるかどうかは不明な状況であります、とのことでありました。幾つかの市町村から問い合わせもありますので、本市としても実施に向けて要望していきたいというふうに考えてございます。

7点目、24時間訪問介護についての1番、介護保険の指定を受けている事業者についてお答えいたします。

平成24年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが創設されましたが、これは要介護と認定された高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を連携させ、定期巡回訪問と随時の対応を実施します。

このサービスは地域密着型サービスとして位置づけられており、それぞれの保険者が指定することになっておりますが、現在、本市において指定している事業者はありません。

しかし、同じような介護サービスで、夜間の定期巡回・随時の訪問介護を実施する夜間対応型訪問介護を、平成24年3月に新規に指定しております。

これら現在あるサービスを組み合わせることにより、24時間の対応が可能となると考えております。

次に7点目2番、24時間訪問介護の実施状況についてお答えします。

残念ながら現在利用されている被保険者はおりません。

次に7点目3番、実施に向けての市の支援策についてお答えします。

市として支援策の予定は現在ありませんが、国においては、事業所開設に当たって補助金助成の対象となっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

2回目の質問をさせていただきます。

最初に全国的に多発しているいじめ問題について、再度質問させていただきます。

私はここ6年間で8件のいじめに携わってまいりました。いじめている子どもさん、またいじめられている子どもさんの現場の声を、私は命で受けとめてまいりました。

その中で私が感じることは、ただの机上論や受け身の対応やきれいごとだけの対応では、決して解決できないということであります。自分が現場に行き、やはり命がけでもその子どもと実

際に触れ合っていく。そして自分が本当に命との打ち合いをしない限り、いじめ問題はできません。

政府でいろいろな組織づくりがまた発表されましたけれども、やはりそれだけで完璧なのかどうか、私はそのように感じております。

やはりいじめている子どもさんに対しても向き合って誠実な心で話をしていく。ただ頭からしかるのではなくして、その子だっていじめる前は全く悪い子じゃなかったわけです。私が訪問したある家庭は、非常に家庭内が複雑で、前にも話しましたがけれども、窓ガラスが1枚もない、壊されている状況の家庭でもありました。非常に家庭環境がいじめにもつながっているということは、私は理論上は理解しておりましたがけれども、現場に行ってみて初めてすさまじい現場の様子を通して人の心の変化というものを感じました。

やはり今最も大事なことは、教師と子どもが向き合って、先生と子どもさんの信頼関係をどう樹立できるかどうか。そして先生と子どもさんが本当に心のきずなを結ぶことができるのかどうか。また教師が本当にその子どもさんを真剣になって上っ面だけじゃなくして、真剣になってこの子を何とかしよう。そういう情熱と責任を持って、私は向き合っている教師が何人いるのか。私はそのことに本当に心を痛めております。

しかしその半面、いろいろな教師から出てくる言葉は非常に雑務が今、多いと。そういう中でなかなかゆとりもない状況、そういう中で対応するのは非常に大変な状況だという話も伺っておりますけれども、私はそういう対応も先ほど一般質問の中で述べたように、カウンセラーとかいろいろな教員の増員とか、いろいろな形でやはりバックアップするそういう背景もなくてはいけないんじゃないかなというふうにも感じております。

私は現場を通してこう感じているんですが、教育長はどのように受けとめているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

ありがとうございます。

教員の情熱、それから本気度、絶対おまえたちを守るよというような、そういう気持ちを子どもたちにまずぶつけるということは大事なことだと思います。

それから先ほどのご質問の中であつたように、教員が子どもの中に入っていくということが信頼関係の大もとだと思っております。

子どもがいつも先生はそばにいてくれる、そして遊んでもくれるし、話しも聞いてくれる。時にはふざけた話も、その中で本気の悩みも打ち明けてくれることがあります。そして、子どもとの信頼関係ができていけば、当然、保護者との信頼関係もできていって、経営はうまくいくと思っております。

雑務が多いというようなご意見がございましたが、確かにいろいろな仕事があるかと思いますが、教員の本務は何か。子どもと向き合うことだということを再確認して進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

今、教育長からそのように話を伺いましたけれども、やはり私は命を守るというそういう原点に今立ち返るべきであると。そして、心の対話を重ねる努力と、何でも話し合える環境づくりに努めることが大事であるというように思っております。

やはり一人の先生との出会い、いろいろな人の出会いがありますけれども、その出会いによって、大きく人生が転換する場合がございます。今、話したように、どうしようもない子が、今、ある六大学にも入りました。8年前の話でありますけれども、その子は今、大学を卒業して立派な社会人として、今、活躍しております。

もとをただせば、家庭内暴力から始まって、半年以上も学校へ行っていないくて、その子が土浦一高に入って、そして慶応大学を卒業して、そして今、立派な社会人として模範な子どもになっておるわけです。

私はそのことを思うといつも胸が熱くなります。だから私はこの先生の思い、情熱というのが今、最も求められているときとと思っていますし、また学校だけに責任を押しつけるのではなくして、家庭内でも自分の子どもは自分で責任を持つ。そしてこの一人の子を何とかしようという、そういう思いで地域ぐるみで本当に立派に育てていくという、そういう基盤をつくっていくときだと思っています。

どうかそういう面で、私もこれからもいろいろな子どもさんと向き合って、そして私はどんなときでも必ず現場に向かいます。危険を感じる場合もあります。しかしながら、この子を何とかしなくちゃいけない。何とか立ち上がらせて何とかしなくちゃならないという、そういう思いしかありません。そのことが必ずその子どもさんに通じます。そういう思いを私の現場の体験から受けとめていただきたい。このことを要望いたしておきます。

それから次に、老朽橋の安全対策について、執行部の皆さんにも私は無理な願いをして、この15メートル以下の119橋については、全橋、これは一つ一つ目視による点検をしていただきました。忙しい中、大変だったと思いますが、このような資料を本当に短期間につくっていただいて、私、本当に感動いたしました。

だから私が思うことは、やはり本当に市のことを思い、市民の安心・安全を思ったときには、やはり短期間であっても本当に真剣になって取り組んでくれるんだなということ、私は感じました。

そういう中でせっかくだらなくつくってもらって物を申すのは申しわけないんですが、今、目視による点検もありましたけれども、やはりこの中に木の橋がございます。そういう写真を通して見る限り、非常に危険な橋も見受けられておりますので、そういう中でこの架設の年度も明確でない橋が大半でありますので、地元に行けば、聞けば、この架設年度も私は把握できるのかと思いますので、特に50年以上経過している老朽橋については、非常に補強も含めて新設も含めて検討していく大事な要素かと思っておりますので、これからもさらに、この危険箇所が私が見た範囲では七、八カ所ございます。それも再度、再点検していただいて、安心・安全のためにさらにお願いをしたい、これは要望としてお願いをいたしておきます。

次に、障害者の総合支援法については、今の答弁あったとおりで私は結構だと思っておりますけれど

も、支援法が新たに改正になりましたけれども、当初はこの民主党政権になりまして、マニフェストにおいては障害者自立支援法の廃止と、制度の見直しを民主党は掲げたわけです。

しかしながら本当にいろいろな全国のそういう障害者の方から要望等、またありまして、現行法を一部修正するだけの方針に、民主党は転換いたしまして、事実上マニフェストを撤回したという、そういう内容でございますけれども、この障害者の立場になって、障害者の親の立場、また障害者の将来のことを、やはり真剣になって考えていく。そういう大事な事業内容でございますので、この辺についてももっと丁寧に、具体的に徹底をお願いしたいと思いますので、再度この周知徹底、またサービスについて大枠で結構ですから、再度答弁をお願いします。

**○議長（小座野定信君）**

保健福祉部長 鈴木 弘君。

**○保健福祉部長（鈴木 弘君）**

今、中根議員からおっしゃられましたとおり、今回の制度、法律改正につきましては、障害者をお持ちの方、今回、難病も加わりましたけれども、それをお持ちの方につきましては、大分その制度の変更が大きなものというふうに考えております。

ですからこれにつきまして、先ほどありましたけれども、県とかいろいろな指示がこれから随分出てくると思いますので、抜かりないように周知は行っていきたいというふうに考えております。

**○議長（小座野定信君）**

9番 中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

次に、市検診にピロリ菌の検査の導入について、再度質問いたしますけれども、私はあえて現場を歩いているときに、この定期検診の中にピロリ菌の検査を導入していただければ、新たにこのピロリ菌の検査だけに病院に行かなくても済むし、やはり胃がん検診と並行してオプションの中に入れていただくことによって、非常に助かるという声を多々いただきました。

そういう中で、私、いろいろな角度で、これあくまでも自己負担で、医療機関によってもいろいろ金額は異なると思うんですが、定期検診の中に織り込んでいけば、2,000円ないし3,000円の範囲内でこの検査、血液検査によって判明するわけですから、そういうことが、入れるのが可能であると私は思います。

そういう中で、健診センターにおいては、この胃がん検診とオプションとしてピロリ菌の血液検査もこれはやってもいいという内容になっているわけですね。再度確認します。

そういう中で、検診センターのほうは、血液検査をやる人が不足しているので今はできないというのが現況かと思うんです。その辺も私もこれからさらに申し入れをいたしますし、市としてもやはり要望をきちっとした形で書類で出していきたい。

それで、血液検査をする人を確保できれば市としても次の検診からこれは導入できるわけありますから、茨城県でもほとんどまだやっておりません。全国でもまだ数カ所です。それをやはり先駆けて私はやりたい。市長はどう考えているか、市長の考え、再度お願いします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この問題については、検診協会と他とで詰めて適切に対応してまいりたい、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

問題なのはその血液検査をする、要するに血液の摂取というか、血液検査をする方が不足しているということです、その問題をクリアできれば、これは導入可能となりますので、私も一日も早くこの健診センターのほうで対応できるように働きかけてまいりますので、市としても要望書のほうをすぐ出せますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、お話いただきましたように、そういうふうな市民の方から要望がたくさん出てくるということであれば、担当としても相談しまして、何らかの形で要望書という形で出したいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは要望書を早速作成してお願いしたいと思います。私は私なりに申し入れ書を二、三日中に提出いたしますので、一日も早い導入が実現できるよう、私も努力していきますので、よろしくをお願いします。

次に、子どもたちのがん教育実施についてをお伺いいたします。

東京大学医学部の附属病院の中川恵一准教授が、各市で展開する特別授業という形で、中学生を対象に今現在、このがん教育を実施しておりますけれども、非常に好評でありまして、その内容を確認いたしますと、このがん教育を実際にやらない前と、実施をしてから、子どもさんたちの意識、考えというのはどのように変わったのかという一つのデータがあります。

早期に発見すれば治る病気という項目に対して、受講前は73.7%の方は治らないというように思っていた方が大半ですけれども、教育を受けた後は、本当にほとんど大半の方がこの認識が変わったというような、そういうデータが出ております。

それから怖い病気だと思っていた方が75.9%おりましたけれども、教育後にアンケートをとりましたら39.2%の子どもさん、中学生が認識が変わったというように、10項目ぐらいございますけれども、主立った内容としてはこのようになりかなり認識が変わったという内容になっておりますけれども、この数字を見て教育長はこのがん教育が本当に重要だと受け取るのかどうか、その認識を再度お願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

健康教育につきましては、子どものころから教育することが重要であって、学校でも現在、健康の増進と疾病の予防というような観点から、がんの予防を含めた健康教育として、小学校の保健や家庭科の授業、中学校の保健の授業で取り組んでおるところでございます。

中根議員さんがおっしゃった特別講義みたいなものも取り込めば、さらに意識が高まるものと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それではこのがん教育についてもできる限り準備を整えて、今、2人に1人ががんだという、そういうデータが出ておりますので、大事な教育になると思いますので、一日も早い実現に努力をお願いしたいと思います。

最後に24時間訪問介護について、先ほど答弁で現時点では利用されている人がいないということでもありますけれども、利用できない環境なのか、またそういう体制が整っていないとできないのか。その辺再度伺います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

体制でございますが、先ほどお答えいたしましたけれども、まず24時間についてはやっている事業者はないというような事情でございます。ただし、夜間だけ、夜間対応型といまして、夜間、個人の利用者のところに無線機みたいなものを置いておいて、それで呼び出すという形で利用者宅に訪問する。随時訪問するというサービスを行っている事業者は、1事業者おります。

そういうわけで、昼間の通常的な生活介護の支援と夜間のこちらのサービスを組み合わせれば24時間の監視といえますか、サービス提供というふうな形にはなるかというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

この24時間介護については、組み合わせれば可能であるという答弁でありますので、その辺について、事業者にどこまでそれが可能なのかどうか、そういう内容も周知徹底した中で取り組む内容についてもさらに推進をしていただきたいと思っておりますし、新しい制度にも内容的になっておりますので、職員の確保もかなり大変な状況かと思っておりますので、その辺も踏まえて段階的に準備をし、段階的に移行できるような体制づくりも、市が支援策としていろいろな形で助言できればと思っておりますので、その辺再度伺います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、お話しいただきましたように、現実的には夜間も利用したいという方はいらっしゃるかと

いうふうには認識しております。

ただし、いろいろ費用等の面とかいろいろなこともありまして、そこまで利用できないという方もいらっしゃるかと思いますが、そういうふうなサービスがあるということについては、できる限り周知したいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、今の発言のとおり、ぜひとも各事業者に周知徹底して実現できるような段階的な準備もお願いしていただきたいと思っておりますので、そのことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

---

## 日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす9月8日から9月10日までの3日間を休会にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（小座野定信君）

ここで発言の取り消しについてお諮りいたします。

5番 古橋智樹君から9月6日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により発言取り消し申出書が提出されております。この発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって5番 古橋智樹君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月11日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時59分